

特 18

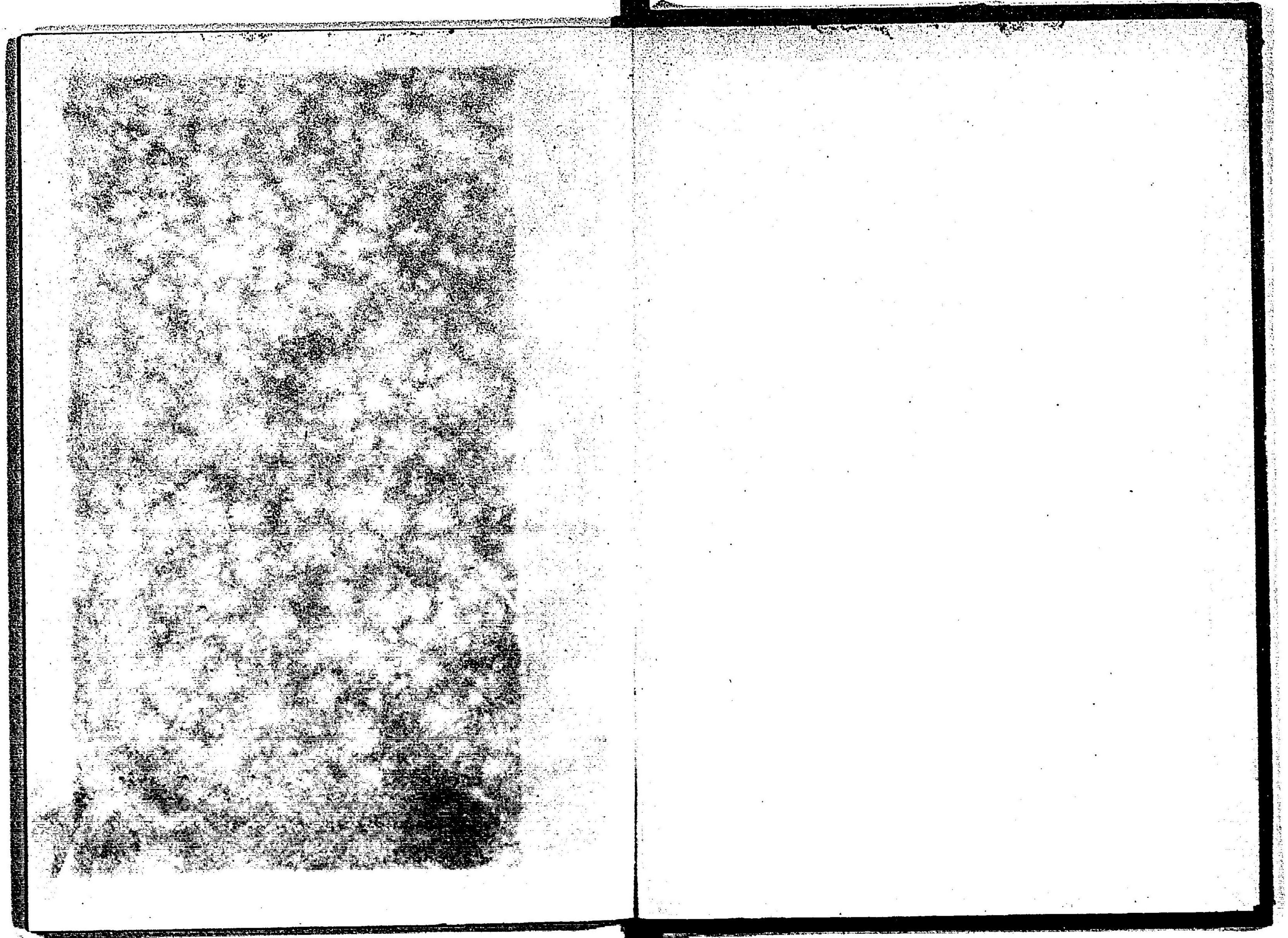
930

CHURCH
GOVERNMENT

英國撒母耳·撒夫拉指
日本約翰·今井壽道譯

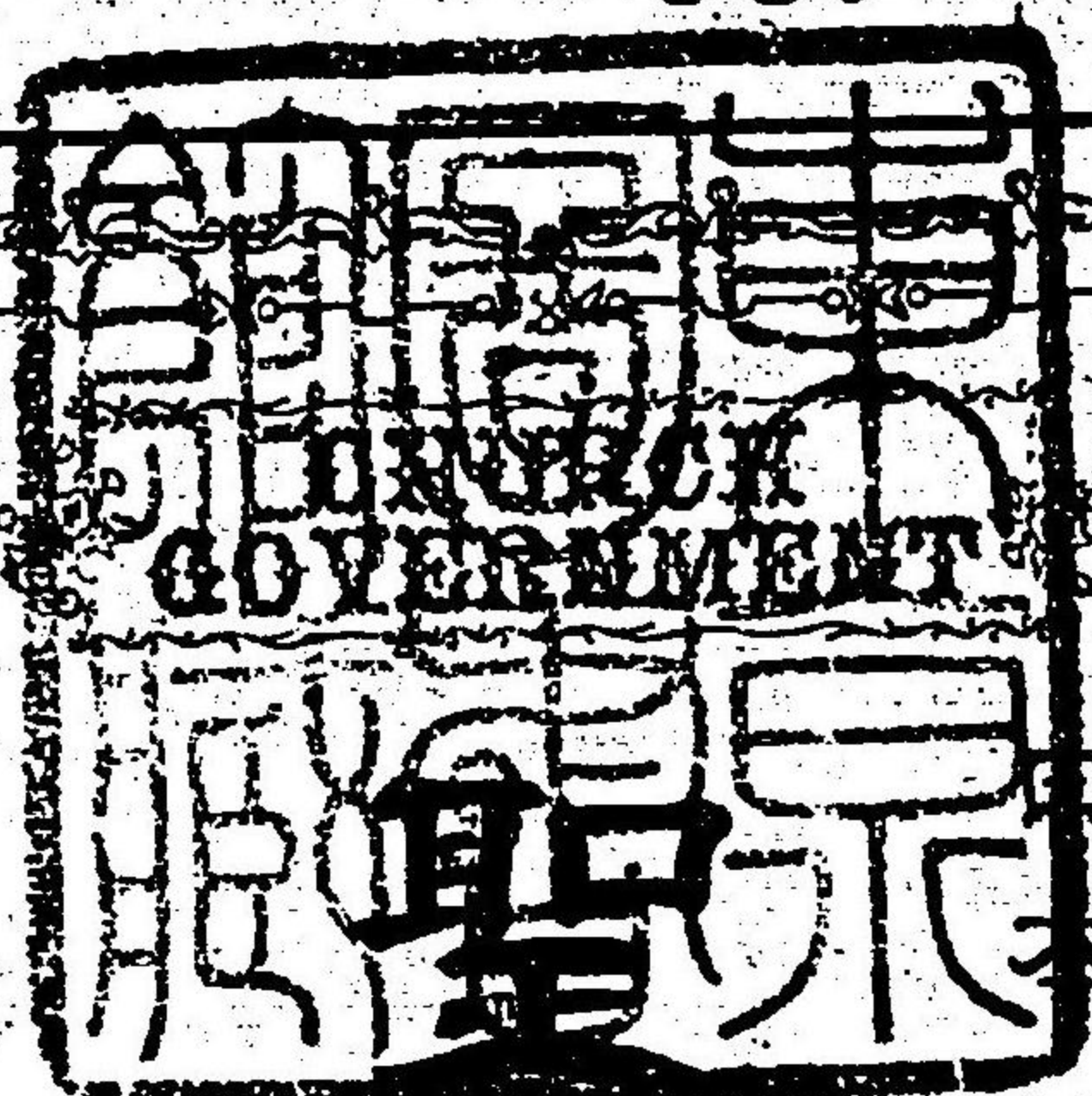
聖公會政治要論完

東京雜書館



特 18
930

№ 1679/22



英國 撒母耳·撒士拉著
約翰·金井壽道譯

社會政治要論 完

東京雜書館



聖公會政治要論緒言

經より曰く主一信仰一「バプテスマ」と吾人との
の語を誦する毎に未だ嘗て斯道乃玄妙無量な
るを歎賞せずんばあらず嗚呼萬有を抱括し萬
有を貫通し万有を充滿する眞神の大道固より
應は是の如くあるを吾人豈に得て之れが長
潤高深を測量せむや
然り而して今日吾人此眸中は顯象する基督教
會の状況を觀察せしを滿腔悲哉の情吾人の腦
裏に刺激し來て吾人をとて轉痛哭し堪へざら
しむるものあり何ぞや曰く分派の弊この賞賛

二
するき唯一主義の開發を妨止するはと茲も千
有餘年各派の人々が互よこの弊を一洗し神れ
國城の毒害より濟はむとぞるふ吸々ふるそ
天下の基督教徒々共よ唯一教會の大成就希望
ぞるよ至切なるを吾人は模糊たる理想の天涯
ふ空しく唯一てふ真理の明月を夢みて獨り凄
然たるのみ噫々吾人の果して何れの日ふらあ
の惨々ある分派の愁雲を排盡して皎々たる唯
一主義の月下に歡吟ぞるを得べき歟
然りと雖も正邪永く兩立す可らざ真偽豈に顯
露ぞるの秋なからむや吾人て至深至愛なる天

父の攝理を頼むて必だあの時機あるを疑はざ
るふり吾人の既に之れ疑はざ故にあの時機
を來ふすべき秋に進歩するを怠らざ是れ吾人
が聖書を攻究し教理を開發するを努むる所
以なり
人或は曰はむ唯一の真理をして唯一の教會を
完く成らしめむる爲に聖書を攻究するの固よ
り必要なりと雖も分派中の一派たるを免れざ
る自家の教理を開發するは豈よこの時期に遠
ざかる者よ非とぞして何ぞやと蓋し一理なき
よあらず然りと雖も吾人は信す其の遠さるる

四
ケ如き見ゆるものハ却て之れハ近く捷徑なる
と何となきを現在ハも未來ハも各派が共ニ熱
望する一致の大成ニ達せざる能ハざるハ……各派
互ニ其信ずる教理を保守して動かざる間ハ……
各派互ニ教理の得失を論ト得る間ト……各派共
ニ唯一真正ナル教會教理の何なるを全く認識
シ能ハざるハ因る者ナレバなり若シ果して然
クを則チ吾人ハ今日ハ於て真理の光明ヲ見
ると恰モ雲霧を隔て、朦朧たる月光を望むに異
ナルモ故ニ吾人が今日自ら保守せざる教理す
其全部がこの唯一なる真理ニ合せざるヤ或ハ唯

五
だ其一部分のみが之れに比シキヤ未だ識る能
はざるなり況んヤ吾人が服従し能はざる他派
の教理ニ於てをや
是故に一致大成ノ日誠來トさむと冀ぬ者ハ須
ラキ聖靈の恩寵ニ賴つて聖書を攻究し之ト同
時ニ歴史ニ徵証して各個其ノ保守する信仰教
理ヲ開發し以て完全なる點ニ進歩するトを怠
ルズるベシ然ルヲ則チ真偽兩立せざる天父ノ
攝理ニ因てリ乃偽なるものは除カキ真なるも
のニ發育ス各派共ニ唯一なる中心ニ向て發達
ス徐々互ニ相ヒ接近して終ニ一群一牧者トナ

らむとの聖言が成就するに至る迄も吾人々
信じて疑むざる所なり若し其れ一致の急成を
冀望する情の至切なるより大早計も今日各
個の真理とする所を棄て小局の一致が成就し
て基督教會の全局も他の一新派を増加する如
きとあらむ其情如何よ好するを其結果豈に
得失相償いざるものと謂はざるを得むや況ん
や真理が求めむが爲も自個に真理とする所を
棄てて他も真理とすべきもの之れ無きよ於て
をやこも吾人々唯一ある教會の大成就渴望す
ると同時に自家に教理信仰を研究し開發する

所以なり

吾人が今サドラー氏の著書にて有名なる Church

ドクトリン Doctrines-The Bible Truth 中より教會政治乃一篇及抄譯

とて之を上木せるを亦と讀者と共に自個の信
念する所を攻究するに外なきを而して吾人が特
に此書を探るものハ其の専ら聖書に則り初代
教會の史記に據りて神設教會の何なるを証明す
ればなりかの政治上の時運に適す國民の好尚
に合すと曰ふ々如き(基督教會の本性より云へ
ば)支葉に道理皮相の見解あるも乃にみに據り
自家に教理を稱道するを吾人々屑とせざる所

あり

吾人々平生有する信仰及び本書發刊の趣意を
 其れ是の如し讀者若し吾人々既ふ開陳せし微
 意と察して此書讀ば則ち吾人の幸なり
 若し吾人の信仰冀望にして神慮ふ合ハと願く
 は天父至深の恩寵を垂れ唯一なる真理の清光
 をして速よ東天よ上々しめよ亞孟

明治廿二年三月 譯者 識

聖公會政治要論目次

第一章 總論

- 基督親ら諸職を有す……………一
- 基督が十二使徒に與へたる位置……………二
- 「ペンテコステ」教會の使徒政治……………九
- 七人の「デヤコノ」……………十一
- 聖ヤコブの總理權……………十五
- 長老……………十七
- エルサレム教會に關する解明なき疑問……………十九
- 聖書中の記事の使徒政治より監督政治の生じたるを示す……………廿五
- 聖パウロの使徒職……………廿五

- パウロは常々自己の使徒權を主張せり……………廿七
- パウロの自個の建設せし諸教會に慈父的ある專制權を執れり三十
- パウロの教會が分離して獨立すべき制度を立て…
…或は之を許可せしとあり三十七
- パウロは何の方法より諸教會を統治せしか……………三十七
- パウロは死後に如何なる制度を備へしか……………四十五
- パウロの各個人に由て統治する制度を立て共和政治と…
…建てしとなし四十六
- パウロの教會政治に必要な書翰を教會に與へざりし……………四十九
- 附言 現在のメンヂェスト長老組合諸教派を論ず……………五十一
- 保羅の長老會議或は會衆會議より教會を治むることを命ぜず五十三
- パウロの行ひし教會政治は監督政治の外…

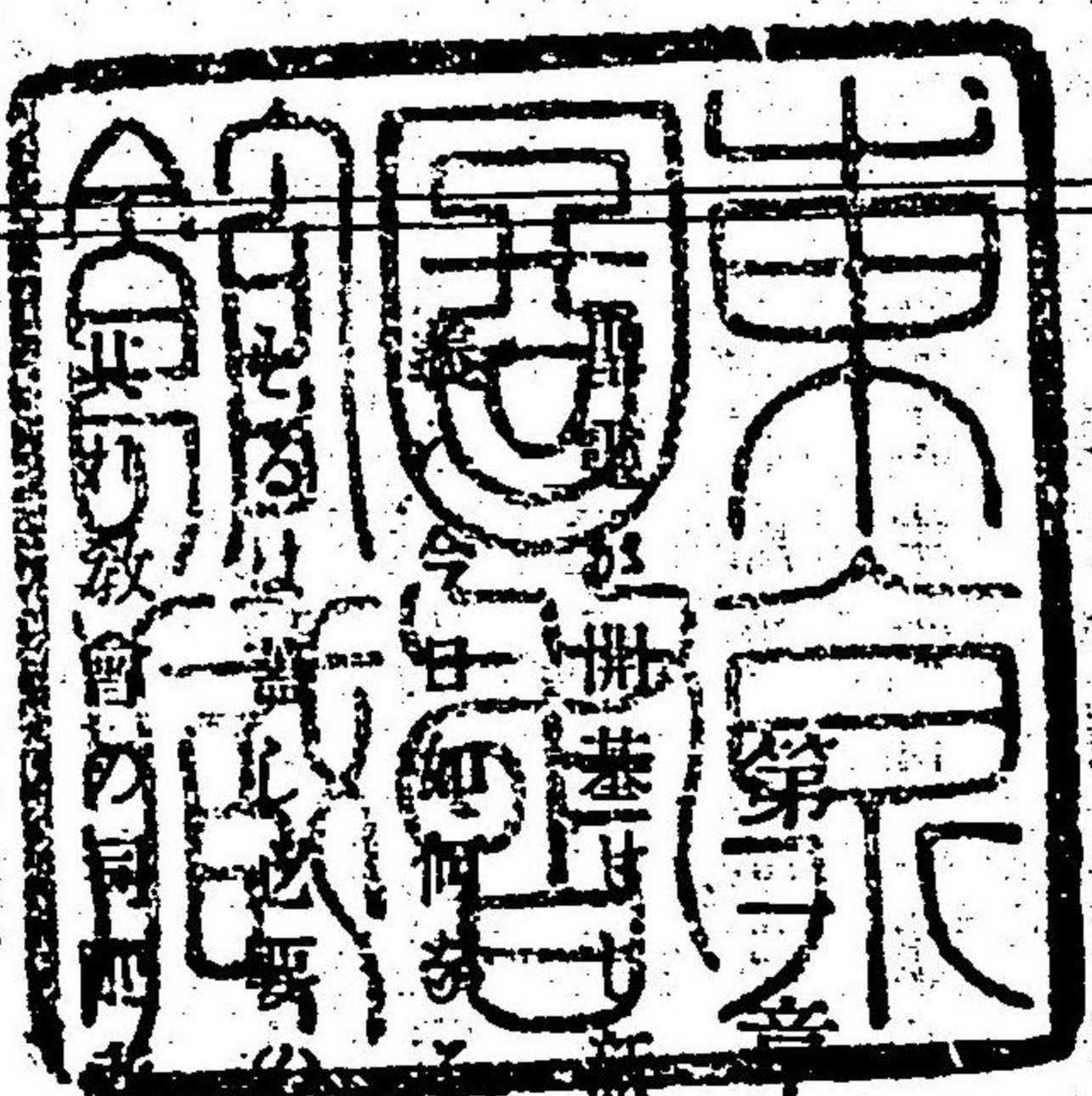
他に開張するものあり五十六

- 共和体ありし教會政治が監督政治に厭服されを理なし……………五十七
 - ルーテルの何故に第一世紀間に起らざりしか……………六十三
 - 使徒政治の本性は主權主義なり……………六十六
 - 使徒時代後の監督政治の使徒政治の變格ならざる可らき……………六十七
 - 教職の名稱は教會政治の證據となすに足らず……………七十一
 - 新約聖書中の一主義の教會政治あるのみ……………七十一
 - 附言 キリスト教會の政治の「シナゴーク」の制に循ひしに非らず七十八
- ## 第二章 使徒系の相續を論ず
- 第一世紀内の三十年間……………八十一
 - 一地方教會の制度の模範とするに足らず……………八十一
 - 第二世紀に普通なりし教會政治……………八十二

- バウロ教會を無法律の現狀に放任せしか……………八十四
- 長老政治の性質……………八十五
- 使徒の制定せし長老政治は何故史上に痕跡を止めざるか……………八十八
- バウロの建設せし主義は使徒系相續に在り……………八十九
- 使徒政治より監督政治への變遷……………九十二
- バウロとナツクム及びメルヒル……………九十三
- 著者の實驗……………九十四
- 結論……………九十五

聖公會政治要論

エム、エフ、サドラー 著
今井 壽 道 譯



約聖書中の教會政治の主義は如何、また斯の主
 教會政治の組織中に其開發を發見するやを確證
 事業なるべし
 監督者なるもの其實唯一なると恰も牧者及
 ひ祭司の唯一なるが如し、即ち永生なる神子の「眞の葡萄樹」なるが
 如く救拯の諸職の悉く其掌握する處なり、語を替へて之を曰へば
 基督の天父の唯一なる使徒なり、使者なり、彼の約束の天使なり、
 吾人の靈魂の監督なり、彼は祭司長あり、大牧者なり即ち「善牧者」

なり、加之あらず主の實に諸職諸役と助け支ふる唯一なる真正の「アヤコ」即ち役者なりと謂ふべし(馬可十〇四十五 羅馬十五〇八)
是故に若し主にして親らこれらの諸職を執らんとすの聖旨ありしをば、主は在さざる所なき神なるを以て自身之を專掌するると得し、固より明まして、縱令この世を去りし以後と雖も、敢て中間の職を設けずして全地諸教會の事務を整理し、自ら教會の需用に供給し、吾人が所謂ゆる教會政治即ち外面の組織を設けず、又訓誡し、説教し、司配え、「サクラメント」を行ふ爲に何職の人をも用ゆべき虚席と餘さざりしなるべし
請ふ主の言に據て其聖旨と推究せん
始め主が其事業を創むるや主へ直に他人を會合して自己の助手とせり、即ち主は福音と宣べ始むるや否や、ピテロ、アンデレーを招き、

後ちヤコブ及びヨハネと召したり、而して之に他の八人を加へて、終に秘義ある十二の數と成るに至れり、曰く「夜明てイエス弟子をよび、その中より十二人を撰て之を使徒と稱く」と之れなり(路加六章)
然り而して吾人の福音書に於て主が十二使徒と賜はりし位地の大なると見るなり、曰く「我さきに汝曹と友と呼り、我れ汝曹も我父より聞し所を悉く告しによる、汝曹われを撰ます我ちちちを撰めり、且汝曹をして往て實を結せ其實をたもたまめんが爲に(中略)我なんぢらを立たり(約翰十五)なんぢ我と世に遣し、如く我も彼等を世に遣はせり(同十七〇十八)神の國の興義と爾曹にの知るとを賜へど他の者よハ譬を以てと(馬可四〇十一)われ訓慰師を父より遣らん、即ち父より出る眞理の靈なり、其きたる時わが爲に證をなすべし、爾曹も亦われと偕に始より在しに因て證を作べし(約翰十五)と、又

キリスト將に世を去らんとするや、信徒の爲に祈禱せし時特に使徒等を他の弟子より區別して之が爲に祈れり(約十七〇二十ヲ見ヨ)又キリストは彼等を用て「パナテスマ」を施し(約四)二次非民を養ひたり、即ち「イエスパン」を驛き弟子に與ふ、弟子之を人々に與ふとは實に吾人が六次福音書中に發見する處なり、而してキリスト昇天の後に於ても、十二使徒が猶ほ其職を永續して、キリストの代表者たりしとの吾人が主の彼等に告げし言に據て知る處なり、曰く「われ天國の鍵を爾より予へん、爾曹が地に於て繫ぐると天に於ても繫ぎ、爾曹が地より於て釋くと天に於ても釋くべし、父の我を遣ふ、如く我も爾曹を遣はさんと」(馬太十六〇十九同十一 八約十八約廿〇廿一)加之ならずキリストは人類の靈魂を救はん爲に設けし諸事を舉げて一切之を十二人に委任したり、吾人の最初この委任の十二人に

のを限れるが如きを見るなり、則ち説教し、投洗し、聖餐を施し、赦罪する等の諸權は最初この十二人に專任したるものにして、他人の同席せし時と雖も、これらの諸任を特に十一人に與へしとの吾人が聖書と讀で知り得る限りの見解なり、曰く「其選びたる使徒等に聖靈を托て命せしものち天に擧げられたり」と(使徒行傳 一〇三)是に因て之を觀れを吾人の如く思はざる可らず、曰く若しキリストが自己と其教會に關する殊特の地位を使徒に賜ひし行爲にして教會の未來に關する神意を示すものとすれを、則ちキリストの國の一大主義はキリストの親政にあらすして、中間の役者を立て之に職權を與ふるに在りしや蓋し疑を容れず、而して十二使徒に殊特の位地と權利を附與せしキリストの前行が開發して遂に職權を有する者が最著の技を演ずべき組織とあるは亦た自然の勢なりと

吾人の更ふ論歩を進めて曰ひむ、主が十二使徒を選て之に委任し
 たる前行の、則ち主が教會の諸權とこの使徒相續に類似したる主權
 に傳へんとの意なりしを示すものなりと
 其れ教會の職權の使徒より教會に相傳せしものあり、何となれば
 始め十二人の撰拔せらるゝや、當時幾多の信徒ありしが如しと雖
 も、主は彼等として撰舉せしめず却て自ら之を撰舉したり、故に彼
 等は教會の撰びし者にあらずして、教會の未だ存在せざる先に之を
 設立せんが爲に選任されしもの也と謂ふべし
 然らば則ち或る教派の説くが如く、教會の全權の信徒に在り、而し
 て信徒全体は都合よく諸事を執行する能はざると以て、教職の單
 に整理上信徒の代表者として其職を執るゝ過ぎざるの主義は、主
 が十二使徒を撰任したる場合に於て全く廢棄したるものなりと曰

はざる可らず、假にキリストの意、其説の如くなりしとせんか、主
 が始に十二人より與へし位地と最初職權を限つて任じたる理由は果
 して何の点にあるや、若し強ひて會衆主權の説を是認せんとすれ
 ば、キリストの所置と無道理に歸せざる可らざる也、又斯の如き
 説に因れを當時の教會主義の會衆主權の「假定したる」真理に歩
 と讓らんが爲に廢棄せられて教職任命の新法茲に起らざる可らず
 、設し無量の聖靈を有せし主にして最初より會衆主義を勵かさ
 らんとせむを固より容易ありしなり、若しキリスト實にこの意あり
 しならば全信徒をして使徒を撰舉せしめ、自ら彼等を司配して同
 一の十二人を撰舉せしむるとも亦た容易なりしならむ、然るに主
 之を爲さざり、親ら十一人を撰み、マテヤスを撰み、特別の
 奇跡を以てポールを撰拔せり、

彼のヨセフ及マテヤスの主に供へられん爲に、使徒等のみ之を撰舉せしか、或の百廿人の信徒之を公撰せしか、今日に於て決し難き問題なり、然りと雖もユダの欠位を補ふに當て、使徒等の信仰の最も勝れたる者、或の活潑なる者、或の教會を能く整理するに適したる者を目的として撰舉せず、單にヨハナのパテスマより彼等と共に主を従ひたる者の中より撰舉せしを見れば、使徒等之を指名して抽籤せしめたるや明なり、何とあればキリストと同行せしと其隨從の絶へざりしと、使徒の外に判定し得る者ありしと思はれざればなり、且つキリストの大概ぬガリラヤに居り、多くエルサレムの外まで傳道せし事實と、當時百廿人の信徒の舊なエルサレムの住民なりしが如く思へる、事實とを比較する時、益この想像を鞏固あらしむるが如し

又本章に論ずる處はアメリカン、エписコパル教會の如く、會衆教職を選び、教職監督を撰舉する如き、或る場合に於て必要と思へるゝとを非難するものにならず、唯教會の諸權は會衆に在り、彼等之を左右し得るものとなす意見の誤謬を正すのみ、讀者之を諒せよ、

又英國教會の如き、國王が監督を指名するハクリスタヤン國民の代表するものと謂ふべし、而して教會の權利の聖成する監督等之を與ふるなり、之れ亦た本論に關係なきものとせ、

吾人は更に進んで使徒行傳中に發見すべき使徒時代に行はれたる政治の如何と論究すべし、この書の始に記せしと、則ち十二人全教會の主權を有して之を監督したる事實にして、彼の七八の「アマコン」を立つるに至るまで、使徒の外に在職者なく、彼等の「キヤ

ストより委任されたる職權を握り、十二人は恰も一体同心の如く、主權者として教會を統治せり、而して一朝事あるに當て、ピエリが常に立つて發言したる有様は、毫もキリストの昇天前に異なること亦かりき、曰く「ペテロ十二人と偕にたち、聲を擡て彼等よ對ひいふ」と、又曰く「ペテロと他の使徒等に問ふ」と、又曰く「彼等ハ常に使徒等の訓を受け交接を爲す」とこれなり(行傳二〇、四、十二)又富有の信徒其財産を賣るや、皆な得たる價を使徒の許に擧來り、彼等の處置に委任したり、即ちバルナバの如き亦た斯の如くせり(行傳三〇、三十七)又アナキヤを許したる時の如き、忽々使徒等の大權を離脱すと謂ふべし、是故に曰く「餘の者ハ取て之に近づかざりき、然れども民ハ彼等を尊ぶ」と(行傳五〇)また以て其一班を見るに足れり「ペンテコスト」教會の政治は其れ斯の如し、吾人ハ如何になとも近

代よ所謂ゆる「衆民共和政治」なるものを當時に見る能はず、却て教會の權利訓練ハ、悉く上より降りしものにて下より起りしにあらざるを知るのみ

是に因て之を觀れば當時の教會政治を目して「至深の尊敬を以て」無形の寡人政治」なりと曰はざる可らず、何となれを司配權は十二使徒の一体に掌握せられて、會衆の意見は餘く之を動し得ざりしのみならず、聖靈この少數の人々と共に在て、彼等を詰かんと試みし者は、直に聖靈を欺かんとしたりと認定されし程なればなり吾人は此時に至るまで他の有職者あると見ざりしが、始て七「アヤコ」なる者あり、即ち十二使徒全會を召集し、純血なる猶太人より輕侮されしギリキ語の猶太人を保護し、之が公益を注意するに適したる者を選擧せしめたり、蓋し其意に曰く是の如きは公

積金の處置に關する事のみ、宜しく全會に委任すべしと、故に彼等は當撰者を任命する權利を自己に存じ、撰擧權のみを會衆に與へたりき、即ち此後ち他の使徒が全一の場合に遭ふて「我儕の彼を送りしは許多の餽物を掌理ことにより人に誘を受るとなからん爲なり」(哥林多馬)と曰ひしも亦た十二使徒の意見と符合せしものなるべし、故に彼等の言に曰く「爾曹の中より聖靈と智慧の滿ちたる善證ある者七人を悉らふべし我儕それを立て此事を司らせん」と又當撰せし七人の氏名が悉くギリキ名なるを以てこの撰擧は剛ち單にギリキ語のユダヤ人とヘブライ語の者との間に生じたる葛藤にのみ關したるものなるや明なり、而して彼等は全く俗事に任ぜられしなれども使徒等は之に接手して他の信徒より區別せり、是れ則ち始て聖書に記せし第一のギリクナヤン接手禮なり、吾人

は之に因て、若し使徒の法則を循奉せんとならん、教會の各職は皆な此接手禮なかる可らざるを知るなり、若し使徒にして恰んば全く俗事を司る役者すら接手禮を要すと思考せしならば、況て「クワンソント」を執行すべき者を任命するに於てをや、吾人は確く信ずこの接手禮を受けずして此職を有せんとするは使徒か決して容さざらんとなりしを、吾人は之れより以後の歴史に據て(行傳八)使徒は自己の全權を保守し、其幾分を執行せしむるを七人に委任したるを知る、即ちピロが傳道の際「パプテスマ」を施せしサマリヤ人に接手する時、エリカレの十二使徒は二人を擧て派遣したるが如き、彼等が「靈に屬する諸職權」を保守せしを見るに足るべし、吾人は深く此れに注意せざる可らず、何となればこの一事こそ人

は全く。靈魂上の職を執る能はざるも、其幾分を委任さるゝを得るとを吾人に示すものなればなり

是の時までも教會の諸則はエムサレムに在住せし使徒の專有する所なりき、使徒行傳第八章一節に使徒等エムサレムに在ると記せしは多分十二の全數なりしなるべし、而して是の時まではエムサレムの外に信徒ありしを聞かざりしと雖も、この頃(八章ヨリ十一章ノ間ヲ云フ)教會の擴張大に起り、遠隔なるアンテオケに於てすら既に幾何の信徒(勿論 猶人)あるを讀むに至り、其他エメサヤガリタヤ及びバヤマヤの各地に教會の設立ありしのみならず、(九章)ピテロは各地を巡廻して遂に異邦人の爲に信仰の門を開くに至りしを讀み、吾人は乃ち衆人が見てクリステヤンたる何人にも成し得べしと思考するとを、主は故らに一使徒の爲すまで止め置きしを悟る也、是の時主既に

パウロを感化したり、而れ共吾人は先づエムサレム及び之に附屬せし教會の組織を論じ、然る後ちパウロの生涯及び行爲に及ぼすべき

遂に十二人の司配權を組織せたる使徒は、この時已に解散してヨハナの兄弟ヤコブはキリストの名の爲に長逝し、爾來十二人が一處に集合したるを史上に見る能はざるに至れり、之に於て十二人の政府は一變してパウロが主の兄弟と稱へし一人のヤコブが監督する處となれり、抑此ヤコブに就き吾人が聖書に據て知る處は、即ちエムサレムの教會に在て監督權を專有せし人なりしと云ふに在り、ピテロの出獄するや、先づヤコブ及び兄弟に告げしめたる事實は單に意味なきが如しと雖も、前後相照えて考る時は偶然同一の真理に歸着すべし、(行傳十二 十七)請ふ比較を示さじ、吾人が之に次でヤ

コブの名と發見するは第十五章にして、教會の第一議會を開きし
 時ヤコブが自個の意見を發言すると恰も議長權を有する者の言の
 如くなりしとなり、曰く「是故に我れれもふ、異邦人の中より神に
 歸する者と扱すは宜しからず云々」と(十五〇)吾人は之に因てヤコ
 ブ若し常にエルサレムの教會を監督せしむらむを、使徒等の列
 坐せざる議場に於て恰も議長席より發言する如き言と出さるべきを
 悟るなり、又パウロが第三回の旅行の末エルサレムに達するや、ヤコ
 ブの家を訪ひて長老等の集會し居たるに會ひまことを記せり、(廿一
 〇十八)ルカが故らふヤコブの名を特書して他の長老等と區別また
 るも亦た他章に於てヤコブと主權者の如く記したる句と相ひ符合
 すと謂ふべし、又パウロが加拉太人に送りし書を讀むに、「柱と思
 はるヤコブ、ケサ、ヨハネ」と(二〇九)又「ヤコブより來る者の未だ

至らざる前にはペテロ異邦人と同に食したれど、彼等が至るに及
 びて割禮を受たる者を恐れ退きて異邦人と別れたればなり」(二〇十
 二)との二句と發見す、其れパウロが二使徒の名を後として、先づ
 ヤコブと書し、ピテロ及びバルナバの如きも其過失の原因は「ヤコ
 ブより來りし人々」なることを知つて考ふれば、ヤコブの威權と位地
 の廣大なりしを見るに足るべし
 吾人は之等の數句を對照比較して推理するときは、是等は皆な共に
 古代よりヤコブはエルサレムの永久なる第一監督なりと傳ふる史
 傳の保証を固むるものと謂はざる可らず
 吾人は之より教職の他の階級なる長老に論及すべし、使徒行傳十
 一章卅節に曰く「是に於て弟子たち各自その力量に従てユダヤに住
 る所の兄弟を辨ん爲に彼等に物を餽んことを定め、遂に斯事を行

ふ即ちバムナバとサワロの手に托して之を長老に送れり」とこれ
 則ち聖書に始て長老なる語を發見する處なり、而して是等の長老
 は果して何を職とせしか、或ハ其起原は何れの時に在るかハ吾人
 が知る能はざることなりとす、唯聖史中「七人」の撰任前に、使徒の
 下に職務を有せし者ありしことを見ざるを以て、長老は必ず七人
 の就職後に出來しものなるを知るべし、この後ち異邦人に關する
 割禮の議事起るや、長老なる者己に存在して議席に列したるを讀む、
 蓋し彼等の位地は使徒と會衆との中間に在りしなるべし、而して
 最後に長老なる語を見るは、パウロがエムサレムに到りし時、彼等
 も亦たヤコブの家^{ルサレム}に會し居たりとの事を記せし所なり、吾人はエ
 ムサレム教會の有様を記せし使徒行傳を講究せれども、以上に述ぶ
 るが如き簡短なる跡を發見するのみなれば、毫も其權利或は位格

に關する説明を得る能はず、唯當時の教會に於て一種の位地を占
 めたりと明言し得るのみ
 是に因て之を觀れば使徒行傳は決して教會政治を精細に教ゆる爲
 に録さざりしや明なり、何となれば試にエムサレム教會に關する
 疑問を解んとするに、毫も之が爲に説明を與ふる所なければなり、
 第一、吾人は使徒行傳中に使徒政治の分解を見出す能はず、單に使
 徒等の無限の權力を有したり、又彼等の其大權を用ゆるに協同一致
 して恰も一人の如く事を成そに一致し、商議するに一心の如く、言
 を發するに一人の口、即ちピテロを用ひて曰はしめたり、との數事は
 即ちキリストが祈りて、彼等をして「一よ全くならしめん」と曰ひし
 言は之に於てか驗ありと曰ふの外、吾人は何事をも知る能はざる
 なり

第二、バルナバの如く十二人の中にあらずして使徒と稱へし者あり
 主の兄弟ヤコブも或は此種の使徒ならん歟、然れどもこれらの「第
 二位の使徒の」権利は如何、彼等が十二使徒に對する關係は如何、と
 の問題に就ては毫末も説明する所なし
 又「デヤコノ」と稱する七人に就ても吾人は反對の説明を得るのみ、
 何となれば彼等の俗務を執行する爲に命せられしに、吾人は後に
 至て「傳福音者」として奔走せしと讀めばあり
 又「プレスビテロ」即ち長老の如きも、其從事せし職の何たるを知る能
 はず、彼等は果して其名の如く老人にしてヤコブの配下に屬した
 る議員の如くなりしか、將た彼等の當時各所の私宅内に集會した
 る（當時教會の有せし廣堂なかりしゆへ）「數多の會衆の監督者」ありしか、
 吾人の之が説明をも得ざるなり

加之ならん吾人は他の要點、即ちヤコブと十二使徒との關係如何
 を知る能はず、接するよヤコブは十二使徒にあらずして、彼の
 ルナバ及び其他の者が使徒と稱へし如く、この名稱を有せしなるべ
 し、而してヤコブが分れて權職を有らしは、何れの時に始まりし
 か、何を以てこの權利を有せしや、吾人の之を知るに由なし、其れ
 十二使徒のエルサレムに在るや、前に「ピテロ」彼等に代て布告し
 發言せしと雖とも、此後ちエルサレムに議會を開くに當て、使徒等
 の列席せしり明白なれども、ヤコブが權威を以て議事を結了し、
 且つ自個の意見を宣べしを見れをヤコブが議長たりしや明なり、
 又パウロが第三回の旅行を終てエルサレムに到りし時の、使徒等既
 に在らざりしを以て、ヤコブは全權を合一して自ら之を握り居た
 るなるべし、（廿一〇十八頁見よ）吾人の論じてこゝに至れを、エルサレ

ムの議會に就て更に幾多の疑問を懐かざる可らず、何となれば使徒及び長老等が共に列席せし議事を結了せるや、彼等が起草せし書の冒頭に於て、「使徒、長老及び兄弟アンテオケ、スラヤ、カリキヤに在る異邦人の兄弟に安を問ふ」(十五〇廿三)と記し、又「聖靈と我儕と左の肝要なるもの、外何をも爾曹に任せしと定めたり云々」(十五〇二十八)との語を以て之を結びたり、抑々エムサレムの長老及兄弟がカリキヤの如き、遠隔地方に在る兄弟に此の如き書を興へしに果して何の故ぞや、彼等何の權利あつて異邦の兄弟に禁誡を興へ、或は自由を興へ得しか、吾人ハ使徒の此權利あるを信認すと雖とも、「地方教會の長老及兄弟」も亦たこの權利ありしとハ思考する能はざるなり、而して此書の性質ハ「命令的」にして「警告的」のものにあらざるを以て、吾人の利益を甚じ、抑々使徒等が長

老及兄弟なる名詞を用ひしは、單に文章の彩色なるを、恰もパウロが屢其書首に同伴者の名を書して、本文は自個の意見と命令とを記したるを異ならざるか、將たエムサレムの教會ハ各地に散在せし有割禮諸會衆の司配權を有して、是の如き事故ある毎に、其權利を異邦兄弟の上にも及ぼし、以て之に干渉せしか、吾人の未だ其孰れか是なるを知らず
 この外更に重大の問題として、毫も使徒行傳に明記せざるものあり、何ぞや、曰くユダヤ教會とキリスト教會との關係之れなり、蓋しキリスト教會創立後の半世紀間にハクリスタヤンとなりしイスラエル人は二箇の制度の下に在て、互に相殊なる各自固有の訓誡と拜禮と有し居たるなるべし、即ち一ハ儀文と樂と、唯キリストのみ望を屬し、一ハモーセの律法に熱心したる輩にして其數千と

以て算へたり（世一〇世）ハウロの如きも、一方より異邦人に律法と信
 はしむると排斥したれども、一方よりは自ら律法と儀式とを守りしと
 思はる、（使徒行傳十八〇十八世一廿二、同世〇）是故にエマサレム教會の信徒は
 クリスチヤンとして、ヤコブ及び長老の司配を受け、ユダヤ人と
 して、祭司長及七十人會議の宗教權に服し居たるなるべし、思ふ
 に是の如き二種の制度は、各信徒が社會公衆に對する生活及び彼
 等各個の生涯に一大勢力を有して、暗々裡に其感化力を活動せし
 めたるや勿論なれを、平常之が爲に「適宜の整理法」を要せしや亦た
 明なり、而して吾人のこの整理法に就て聖書に徴する處なきを以
 て是等の政治は當時に勢力ありしものなるにもせよ、元來「一時の
 假政」たりしを疑はざるのみ、然り而して吾人は之を疑はざると同
 時に、基督教會の主母たりしエマサレム教會の政治を聖書に明記

記せざる理由をも發見す、蓋々當時エダヤ主義猶及昌んにして、
 「永久教會政治」の模範と爲え難き一時の假制類多なりしを以て、若
 し聖書にして、明に當時の制度を記さむ、吾人の惑は其細密の割
 合に從つて益々甚しし其制度中孰れが永續すべき政治あるか、何
 れが一時の適宜法なるかを分解するに苦むや必せり、之れ聖書が
 吾人に精細なる史記を傳へざる所以なるべし、故に吾人は當時の
 組織に據り左の如く斷言せんども、曰く聖書の儘少なる史傳より
 現はれし主義は則ち使徒政治より産出されし監督政治なるべきと
 示すのみと。
 吾人は之よりパウロの生涯、行爲、及び手簡に據つて、初代教會
 史が教會一般に行はれしと傳る政治に、自然の勢より開發したる
 前述の主義と證明すべし

抑十二使徒にあらざる一人の使徒を立て異邦人を神の牧場に集むるはキリストの聖旨に出しあり、是故にパウロは彼が自ら稱えて「人よりにあらず又人に由らざりイエス、キリスト」と、彼を死より甦らし、父なる神より由て立てられたる使徒（加拉太一章一節）と曰へる如く、會衆の公撰に由らず、使徒等の指名にもあらずして、直接にキリストより撰任されし者なり、而して其職に就きし有様は殆んど人として彼は聖靈が著き干渉を以て、人口を假り聖別したりと謂はしむる程なり、曰く「聖靈曰ひけるは我がために（行傳十）パウロを甄分ちて我が彼等に命せし所のとを行はしめよと（三〇二）パウロは斯の如く嚴格なる任命ありしと雖も、按手禮を廢するとなく、彼れ已に主に見へ、共に樂園に逍遙せしと雖も（哥林多後十二章）神制なる儀式に服従したりき、爾來パウロの生涯は地中海に沿ひたる

各地を巡回して、教會を建て、之を監督し、再び之を訪ひ、或は偽教師を警しめ、或は訓誡に従はざる者を責め、或は質義に應じて答書を與ふる等に吸々たりしが、聖書歴史の忽地筆とパウロに達するに止めて、其他を告ぐるとなし
 爰に吾人が論證したる如く、エリカレ教會よて十二使徒は、教會と監督とる爲に如何にして其權利を合せしやの方法に就て聖書に明白なる解釋を見る能はずと雖も、パウロの史傳行爲よ至ては之れと異なり、パウロの自個傳道の勞苦を以て建設したる諸教會と司牧する爲に只一なる使徒の權を保守して信徒として秋毫も之を犯さじめず、而してこの主權を專用せし理由ハ、屢書簡の冒頭に書し、嚴格なる語を以て自己の委任ハ直接ハ神より出でしと明言せり、今其例を示さむ、羅馬書一章一節以下に曰く、イエス、キ

ストの僕パウロ召れて使徒となり、神の福音の爲に撰ばる……わ
 れら彼より(即ちキリ)思おぼ思もと使徒の職を受く」と、又哥林多前後両書
 及び以弗所書の一章一節に曰く、「神の旨に由てイエスキリストの
 使徒となれるパウロ」と、又加拉太書一章一節に曰く、「人よりよ非
 ず、又人に由らず、イエスキリストと、彼と死より甦らし、父な
 る神に由て立られたる使徒パウロ」と、之れ皆をパウロが自個の主
 権を主張したる言なり、又吾人のパウロが屢々問答の語中に、他
 人の姓名を記入したる時にも、使徒の唯自個一人なることを示すに
 注意したることを示すべし、即ち使徒となれるパウロ、及び兄弟シ
 スタキス(哥林多前書一〇一)使徒とされるパウロ、及び兄弟シ
 ム(一〇一)と記せしもの之れあり、
 ピリピ書にパウロ使徒の名稱を用ひず、故に自個と他人とを

區別せずしてイエスキリストの僕パウロとテモラと書し、テモラ
 を以て同列ある神の僕の如くせり、又テサロニケ前後兩書にハ、
 自個に何の名稱をも附せざりしゆへ、パウロ、サムワノス、テモラ、
 云々と書して區別するとなし、パウロが使徒なる一語に意を用
 ゆると其れ斯の如し、吾人決して輕々看過し去る可らざるなり
 パウロが主張せる處唯之れに止まらず、僞教師の混亂する所とな
 りし教會に對するや、常に其使徒たる主權を取て毫も躊躇せる處
 なかりき、ガラテヤ教會に與へし書の如き、自らヤコブ、ピタロ、ロ
 ハ子の三使徒に比し、彼等ハ割禮ある者を教へ、自個は異邦人に
 福音を宣ふるとを定めたりと公言せり(二〇九)また同一の場合に於
 て、シモンの信徒と責むるや、屢自己の權利を主張し直接に之
 を公言せり、其言に曰く、「我意よ、神ハ我使徒と……末の

のとしてあらはし玉へり(四〇九)我は使徒に非ずや、我ハ我儕の主イエ
 ス、キリストを見しに非ずや、爾曹が主に在るハ我工わがわざに非ずや、(九
 〇)われら他の使徒及び主の兄弟とケバとの如く、姉妹いまいなる妻を
 携たづふる權あり乎、(九〇五)蓋まわれ神の教會を迫害うづせし故に使徒と稱
 ふるに足らざる者にして、使徒の中に至微者さいゐせいのなれば也、然れど我が
 かくの如くなるを得しを神の恩に由てなり(十五〇九)と吾人の以上
 のクリント前書の言を其後書に對照するに、「我ハ何事にも尤り大
 なる使徒あまたよ亞からずと意いふあり(十一〇五)われ取るよ足らざる者なれ
 ども、凡まの事こともつとも大ある使徒等に亞からず(十二〇十二)と曰へり、
 因よ日此最も大なると云ふ原語「ユーパライヤン」は過太の意にも通じ
 て偽教師等を指すとも當るべし
 吾人はパウロがこの權利を用ひし有様を考へざる可らず、人若し

草卒に是等の言を讀まば、パウロは獨裁專斷の強威を以て教會に
 臨みたりと思ふなるべし、然れとも深く其行ふ處を察すれば、彼
 は平生慈父の愛と柔和を以てこの主權を用ひ、一度も己と利し、
 或は私の目的を成さんが爲に、之を用ひしとなし、パウロは常に
 自ら衆人中に至微なる者とし、諸人の僕とせり、且つ自ら勞して
 衣食を得る程に己を賤くせり、而して平常信徒に向ふや、顧ふが
 如く、訴るが如く、「柔和と恐懼」とを以て彼等と偕に居れり(哥林多前
 二〇三)又信徒の祈禱は自個被救の道とまで思へり(腓二〇十九)パウロ
 の謙遜柔順は其れ斯の如くなりまど雖も、自個が專有すべき正當
 權利を主張するに當ては、毫も忌憚する所なく、何人をも自個に
 反對するを許さざりき、今其例を順次に示すべし
 我速に爾曹に至り、誇る者の其言ことばよ非ず其能ちからを知らんとす、爾

曹なにを願ふや、答を以て我が爾曹に至るとを願ふ歟、はた愛と柔
和の心を以て至るとを願ふ歟

哥林多前四章十九、廿一節

我れ身は爾曹の中に居らざと雖も、靈は居れり、我おるが如く
既に之を行ひし者の罪を定めたり、即ち我儕の主イエス・キリス
トの名に頼て爾曹の集らんとし、我靈も借に在て我らの主イエ
スキリストの能に託てかくの如き者とツラツにわたし、其肉体
と滅し、其靈をして主イエスの日に救と得しめんと定しなり

哥林多前書五章三節以下

我れ汝曹に姦婦と行ふ者と借に交る勿れと既に書遣れり……斯
る者と借に食するとだにせざらしめんとてなり

同書九章十一節

我れ婚姻せし者に命ず、妻は夫に別る勿れ、如此命せるは我に

非き即ち主也……我すべての教會に定たるも此の如し

同七章十節十七節

兄弟よ、爾曹すべての事よ於て我をおもひ、且我が爾曹よ傳へ
し如く、其傳を守るに因て我れ爾曹をほひ……其ほかの事(即ち

爾曹のは我いたらん時之れを定めん 同十一章二及三十四節

聖徒の爲に金を捐すとに就ては、ガラクアヤの教會に我が命せし
如く爾曹も行ふべし、云々……アモテもし至らば爾曹慎んで彼を
して懼るゝ所なく、爾曹の中に居らしめよ 同十六章一節、十節

爾曹何事によらず人を赦すとあらば、我また之を赦さん、我も
し赦し、事あらを爾曹の爲、キリストの前に赦し、なり

後書二章十節

彼の爾曹衆人の恐懼戰慄のれを接て従ひしとと懐ひ出ま、益

々その心に爾曹を愛せり、われ凡の事を爾曹に託すべきを信ず、
是故よ喜べり

同七章十五、十六節

又哥林多後書第八章中には、パウロの言大に前章と相違して、
リストに在て父たる者の有すべき温厚柔和の性質を示すものあり、
曰く「われかく言ふは爾曹に命をるにあらず……我意を示せり」と
(一〇八、十) 而して次の數章に於ては、復び其權力を主張して、「我れ
第二次爾曹に觀し時、語りしが如く罪を犯し、者と、其餘の人々
に今また豫め睽違りて告ぐ、われ復いたらば必き怒さじと」(一〇三)
吾人は他書より二三の同一なる語を示さむ

然と唯わが爾曹と偕ある時のみならず、善事の爲に常に熱心な
るは宜き也……我いま爾曹と供に在て口氣を改めんと欲ふ、
蓋われ爾曹に就て惑はなり

加拉太四〇十八

マコノ事に就ては爾曹既に命と受たり、彼もし爾曹よいたらば
之を接べ

哥林多四〇十

爾曹われらの命する事を今既に行ふ、後また之を行ひむとを主
に頼て信するなり

哥林多后書三〇四、六、十

もし此書に云る我儕の言に従はざる者あらば、之を愧しめん爲
に、其人を録して交る勿れ(同十四節)我パウロ手づから筆を執て安
を問ふ、書どよ之を以て誌とす、我が書ハ此の如し(同十七節)
吾人は以上の證例に據て曰はんとす、パウロの書中、何處にも、
教會が其司配權を離れ、或は獨立分離して一教會と組織するを認
可したる如き語氣を見ざるのみか、反覆之を講究するも、書中に
「監督」即ち「地方の長老」、或ハ「總會」即ち「有期の會議及び其議員」が獨
立を有したるやの疑念をだに起すべき點を見出す能はざる也、吾

人が既に論證し、吾人が己に知る如く、各地方に散在せし諸教會には各、教職ありて、唯傳福音の業を事とせしのみならず、兼て信徒の訓誡に任じたるは固より明白あり、然れどもパウロは是等の教職に司配權を與へしとなく、嚴然自個の掌握に止めて勗さざりしとも亦た瞭然たり、若果果して然らば則ちパウロは傳道して、浴雨栴風の漂泊に日月を消し居たる間、如何にして諸教會の事情を知り、又之を監督せしや、吾人は須臾らく此疑問を捨て後よ解説すべし、而して吾人は既に論證したるパウロの言行より結論すれば左の如く斷言せざるを得ず、曰く當時の教會は如何なる組織なるにもせよ、何教職の存在せしにも拘らず、パウロは其書中に是等を正しき權力とし、或は正邪を判決すべき權利なりと認可せしとなじと。

吾人は更に他の點より讀者に告ん、抑當時に於て、教會一般にあらざるも、恰んど各教會中には、豫言し、聖靈の默示を受け、聖靈の恩賜に充ちたる信徒ありしなるべし、就中コリント教會の如き、パウロが彼等に告て、「イエスキリストに在て爾曹が賜りし神の恩寵について、我恒に爾曹の爲に吾神に感謝す、蓋さんちら彼に在て諸事すなはち凡の教訓と凡の智識に富むとを得たれば也、これキリストの證なんちらの中に堅ふせられしに因る、斯て爾曹は賜れる所の恩寵かくるとなく云々」(哥林多前二〇四以下)と曰へる程なれを、信徒中これらの賜に充ちたる者頗多なりしなるべし、而して若し以上の數句より推測すれば、是の如き聖靈の恩賜に富みたる教會にては、必ず幾分の自由獨立なる政治を行ひしをらむと考へらるべしと雖も、深く其實を研究すれば、是の如き推測の誤謬

を知るに至るべし、何とあれバ聖靈の斯賜と信徒に賦與するや自由なる分離教會と建んが爲にわらずして、最初キリストが聖靈に由て行ひし、使徒の權力を妨害せざらん爲に、信徒の心を感化するが爲なりしなり、吾人は左の如きパウロの言に據て之れを知るなり、曰く「我いたらん時これを定めんと」(哥前十一〇三十四) 抑パウロ自ら至らざれを、教會にて定むる能はざるは何故ぞや、又パウロはなにを以て是の如く主張せしや、聖靈の恩賜に充ちたる「教會會議」は、聖餐禮に關する細則を制定する能はざるは果して何等の理由ある乎、吾人は敢て其理由と解釋すべきの位地に居らざるあり、故に一〇言以て之を約言せむ、曰く「教會が外部より此種の司配を受くるは、則ち全能の神の聖旨あり」と、讀者よ聽け、「神の道は爾曹より出しやまた爾曹にのみ來りし乎」(哥前十四〇三十六) とは之れパウロが大囀一聲

「會衆主義」の妄誕と叱て、「神の言は會衆の聲なり」とする誤信を排斥したる言にわらずや

吾人は之よりパウロが一人能く許多の教會を統治したるは、如何なる方法に由りまかを論すべし、パウロ曰く「此に言ざる外の事ありて、日々我に迫る即ち諸の教會の憂慮なり」と、(哥後十一〇二十八) 抑パウロハ如何にして諸教會の情況を知り又之が爲に憂慮ま、之が爲よ教訓の書を與へしか、銳意熱心あるパウロ其人と雖も、若し幾何の代理者あつて、之れが機關たるまわらずバ、何んぞ此の如く明察周到なると得むや、而して吾人は此の如き役者ありしと知るに難からざるなり、何となれば、パウロに隨從してよく其命を循奉し熱心に教會に勞役したる者、二十人に下らざればなり、(行傳十九〇四) 而して彼等はパウロを敬愛する伴侶なりしのみならず、恰も元帥に

於ける忠信なる傳令使の如く、形影相添ふて常に事に従へり、パウロのこれらの役者に由て、絶へず自個が統治する諸教會と聯絡交通し、又常に諸教會に命じて、役者等と遇すると自個に接するが如くならしめたり、而して役者中の著名ある者を舉れば、テモテ、テトス、シラス、エパフラス、エラスタス、アリステルコス、及びテヤコ等之れなり

吾人は少しく是等の役者の歴史を探究して、彼等の單にパウロの伴侶なりしにもあらず、或は其私の需要に事ふる爲にもあらず、彼等の常にパウロの命に奔走し、其示令を諸教會に傳へ、また諸教會の景況を復命する爲に従ひし者なることを示さむ

○テモテ

吾人が始めてテモテの名を發見するは、使徒行傳第十六章一節以下

に在り、而して此時パウロは彼をして自己と同行せしめ、彼らヲラスと共にテサロニケに止めたり(十七〇十四)而して復び彼の來るを命じたるとは、「其人々パウロよりシラスとテモテを速に來らめよとの命を受けて出立り」(十七〇十五)との言にて之を知るべし、斯後パウロ自己に隨從せる者の中二人をマセドニヤに派遣せしが、其二人は即ちテモテ及びエラストなりき(十九〇廿三)而してパウロはシラスに至らんとして果さず、マセドニヤを経て返らんとせり、此時パウロに従ひし者は七人にして、テモテも亦た其一人なりき(廿〇三四)又パウロがクリント人に與へし書に曰く、「我が愛子、主よ在て忠なるテモテを我あんぢらに遣せり、彼は我キリストに在て教るところ、即ち教會をどに教る模範を爾曹に記憶さすべし」(前書四〇十七)と又曰く「テモテ若しいたらば、爾曹慎て彼をして懼るゝ所なく、

爾曹の中に居しめよ、蓋彼も我ごとく主の事を務る者あれば也、是故に爾曹かれを藐視あやむらことなく平安やすらひに送て我が所ところに來らしめよ、我かれが他の兄弟等と偕ともに來るを待てばなり」(兄弟とは即ちエマサレムへ信施を持行く爲、パウロに従ひたるクリント教會の代人なり)(十六〇十)と、蓋しパウロがテモテを使用するの意を見るに足るべし、又パウロのピリビ教會の景況を報導せしむる爲に、テモテを遣はせり、而して之を遣はしたるは實にパウロが「勞役の伴侶且つ兄弟」と稱したるエバフロデトを遣し、のち、幾何ならざりし時なりき

(腓立比二〇十九、廿五)

○テトス

テトスも亦パウロに従ひし役者の一人にして、テモテに次で使徒が重用したる者なり、パウロがクリント教會に宛て、送りし前後

二書發狀の間に、クリント教會ハ第二等の役者をも「戰慄恐懼」して畏遇したりと復命せしり、即ち曩にパウロの名代として、派遣せられしテトスなりき、而してテトスの弱齡なるにも係はらず、クリント教會の如きも之を畏敬したる事實は蓋し當時テトスが占めたる位地の重要なりしを見るに足るべし (哥後七) この後ちパウロハ再びテトスをクリントに遣はせり、而して教會に告て「彼は我の伴侶あり(ス〇世三)と云ひしは其敬愛されんとを望みしが故なるべし、パウロハこの時テトスと共に、「二人の兄弟……しをく多の事を用めて其熱心を知る」と稱せし者を遣はせしが、其氏名を明記せず (ス〇三十三)

○テキコ

テキコも亦たパウロが教會統治の事務に活用したる一人なり、バ

ウロ之をエピソ、コロサイに遣せり、即ち二教會の景况を知らんが爲なるべし、エピソ書六章廿一節に曰く、「愛する兄弟、主よ忠心にて事するヲキコ、わが如何にして在か、我事をなんぢらに告知せん、我かれを特に爾曹に遣すの、爾曹に我事を知らせ、又彼をして爾曹の心を慰しめん爲なり」と、又コロサイ書に曰く、「わが愛する兄弟忠なる役者、われと偕に主に事する僕ヲキコ、わが事を悉く爾曹に告知せん、我かれを殊に爾曹に遣はすは、彼として爾曹の事を知り、あんぢらの心を慰しめんとてなり」と(哥羅西四〇七)後ちパウロローマの獄裏に在るや、再び之をエピソに遣せり(提摩太後書四〇十三)又パウロニコポリスに於て、テトスに會せん爲に、ヲキコ或はアルテマス、を其許に遣はすとをヲトスに告げたり(多三〇十三)

其他シラス、ルカ、マカ、アポロ、エラスト、トロピアス、アリスコルコ、クリ

スセンス、アルテマス、テヤス(其説前) 其他の熱信なる兄弟ハ、皆な同一の目的の爲に、パウロが股肱の役者となせし者の如し讀者の以上の探究に因て、パウロが行ひたる「監督法」の大凡を見るを得べし、即ちパウロは自個が基礎を置き、或は建設したる諸教會を聯合して、之を整理し、之を治めしめ、自ら巡回し、或ハ手足の如く己の用を爲す役者を遣はせしに因れり、而して一旦教會より事あるも、是等の役者は皆なパウロより親しく教育されしを以て、其主義に背戻するとなく、常に能く其意に合ふべき事を行へり吾人の今まで不同におきしが、使徒ハその死後の爲に、如何なる教會政治の預備を爲せしやの点に論及すべし

吾人のパウロが道に殉死したる前に記したる、三個の書簡に據て明に之を證明し得べし(其一ハ僅か二三年前に認めしものなり)

吾人ハ是等の三書、即ちパウロが自己の配下に在て、熱心に奔走せし役者なるテモテ及びテトスに寄せたる諸書を探究するに、吾人ハパウロが教會の需要ヲ供求する方法に就て有またる最後の決心を見るなり、吾人は之を熟讀して是等の書に記したるものと、省略したるものとを知らば、使徒が其死後の教會政治に關する永久の預備となしたる要領の何たるを悟覺するに難からざるべし

是等の書中には、パウロが曩に役者とまて使用したる二人に、自己が久しく執つて行ひ居たる使徒の權を傳授したるを證すべきものあるのみならず（使徒の權とは即ち其司配權の實を云ふ其職位の名稱ヲ關せざるなり）而して此權利ハ停止して、「共和政治」と稱せられとも其實一個の「寡人政治」なるものに改まるべきを告ぐる一語をも見る能はざるあり、却て書中に命せる所のものは、實に「各個人」

の主權をして、教會を監督せしむるに在つて、彼の各相ひ比しき長老の大會に於て、投票の多少に據り、事々を可否する如き政治を、未來の教會に命じたるとなし、又吾人ハテモテ及びテトス二人が使徒權を相續せしに據つて、爾來萬世に保存されしと知るなり、今其二三の例とあげて之を證せん

「汝に仍^{なほ}エピリに留り、人に命じて彼處ニ異教を傳ることなく……」

今も此の如く行はんことを願ふ（提前一〇三）との則ちこれパウロがテモテに與へたる權利、即ち教師及び説教者の上に在て之を監督すべき正權なりとす、又第三章には「監督」（即ち今の教師或ハ長老）及び「デヤコノ」の二職と請願する者を選び、又た之を命職するはテモテの專有する權利とし、二職に必要な性格を示したり、又パウロハ是等の請願者を選び、之を任命するハ、テモテが行ひ得べきと

なるを示せり（十四及び十五節を見よ）全五章にハ、パウロ、テモ
 テに命するに、長老及び寡婦等の種々の處置對遇等を以せり（五
 ○九、十七、十九、等を見よ）又六章三節に所謂ゆる、「もし異なる教を
 傳て云々」の語は、之を前述の諸証と對照すれば、「テモテハ使徒よ
 リエピソ教會に在る諸教師等の上に主權者」として立てられしを知
 るに足るべし、又後書二章二節にハ、「教師等と看視し、之を命職
 する」とに關して、明了なる命を與へたり、其他十四、廿五、兩節
 及び四章二節より四節に至る迄の言葉は、「パウロが將に生せん」と
する異端分派を豫察し、之れど之が煽動者に行ふべき處置を命し
たるものなり、テトスも亦た「テモテ」と比しく、クリトに留められ
 て缺たる所を正くし且「命せし如く各邑に長老を立てんこと」の命を
 受たり（多一〇五）吾人は以下の章を讀むに、「パウロは監督（長老）の性

格を精細に記して、之をテトスに示すと、「恰も長老を選で之を命職
 する等」とは、一にテトスの負ふべき責任の如くせしと知るなり
加之ならせパウロがテトスに告げて、「嚴格なる處置を以て異端を
 斥け、又一兩度警戒したる後らば、之を遠ざくべしと命じたり

（一〇三、一〇五、一〇七）

吾人は是等の諸書を通覽して、「パウロは教會と之に附屬する教職
 及び教師等を監督する權利は、一切之を擧げて二人に委任したる
 を知るなり
 其れ是等の三書の教會政治に關して吾人を教ゆべきものにして他
 書には教職の性格、撰舉、命職等を教ふると思考すべき言葉を
 見ず、而して此三書は特に之を細記したるものあるに、「パウロが之
 を教會に遺らずして、二人の役者に與へたる事實も、亦た大に考

へざる可らず、若し其れ天父の意旨にして、「アレスピタリーニヤ」
 或は其他の「共和政体」をして、教會を司配せしむるにありとせむ、
 是等の制規、定法は各教會に遣はさるべきにあらずや、若し神旨
 にきて、會衆を以て教會主權の要素となし、之に主權を委任せん
 と欲し、或ハ「長老會議」を以て使徒の權利に代らしめんとしたりし
 あらむ、何故にパウロをして、これらの處置、法制、規律等を記
 載したる書と、一個人に與ふる代りに、會衆、或ハ長老に與へし
 めざりし乎、若し神意此の如くありしならば、「訓示、教誡の權權
 は會衆或は長老の手に在り、故に斯の重大なる委任を保護して、
 他人をして濫奪せしむる勿れ、縱ひ使徒に屬し居たる役者なりと
 も、容易に彼等をして主權を掌握せしむる勿れ、教會の設立其日
 淺く、信徒尙未だ幼稚なるを以て、殊に注意せよ」との如き、書

戒の言あるべき筈なり、然るに舊書中、教會政治に最大の關係あ
 る三書中にも、毫も是等の語なきのみならず、教會に與へし書中
 には、信徒は自己の權利を熱心に保護するより、寧ろ温順、柔和、
 謙遜を以て命令、教訓に服すべきものなるを教へたり

註、「アレスピタリーニヤ」は共和政治と曰はんより、寧ろ「寡
 人政治」と稱すべし、例へば「ウニースリヤン、ソソロスト」の如きも、
 寡人政治とこそ云ふ可けれ、何となれば、教會の全權は總會に
 あらずして、全く責任なき百人の説教師に在り、而して百人中
 に欲位を生ずる時は、直ちに後任を命じて、總會を開くに先だ
 ち斯の少數の政府を組織とるとを勉む、又スコトランドの「長老
 教會も」外面には共和政治なれども、其實は然らず、米國の「ウニース
 リヤニスム」の之と反して、監督政治と一致するものあり、然れ

ともこの「監督政治」を如何ある度に重んずるや、之を知るに苦
 ひ處なきにあらず、アメリカの「エピスコパル」教會は幾分か長老
 政治（即ち前述の如き共和体を云ふ）と混ざるが如き、則ち「總
 會」及び「監督司配區内の大會」等は教職と信徒とを以て組織す、而
 して兩部職員一致せざれば監督を撰任し或は法規を變更すると
 能はざるあり、然れども純然なる共和政体の英米の「コレクティ
 ブ」にて、該教會にては、執事を教會衆徒の代表者と見做
 して之に全權を與ふる組織あり
 吾人が探究せし以上の證據に據れば、教會政治に關する神旨は、
 使徒政治をして永續せしむるに在りとの一事を發見するのみ、然
 りと雖も人或は曰はむ、パウロがテモテ及びトロイスに命じて委任
 したる權利は、唯これ一時の適宜法に通ざず、爾後教會進歩して

「會衆政治」或は「長老政治」を行ふに適する智識に達したるときは、直
 ちに之を以て永久の政治となす準備なりしのみと、吾人の是の如
 き説を聞て、聖書の證據と歴史上の事實とに據て、神旨果して斯
 の如しと信せんと試むれども、パウロが最晩の書中にだに、「一證
 憑をも見出す能はざるを如何せん
 若し神旨、論者の説く如くなりしとせば、聖靈の必ずパウロをして
 之を役者と教會とに教へしめ、長老の會議と設け、總會に政治を
 委任して、この主義として永久不抜ならめなるべし、否な彼
 等に告げて、彼等が會衆の代理者として已に相續せし權利ハ、正
 當なることを示したるなるべし、然るに吾人の斯の如き句を求むる
 にも拘はらず、聖書にの一語も之を思ふべきものなし、即ちパ
 ウロがトロイス及びテモテに告てエヒソ及びコロサに在る教會の

長老、則ち「アレスヒニテロ」を會し、之に全權を與へて、政權を執り役者を任命せしむべしと命じたる如き語の毫もあらざるなり、却てパウロの命は之を反す、則ちテモテに告て曰く、「輕易しく人に接手する勿れ」と、又テトスに告て「各色に長老を立つるハ其責任なり」と曰へり

又パウロの書中には、他人をしてこの兩徒と共に、教理或は信徒の審判に與らまひる意ありしと見ざるのみならず、却てテモテに告て、「長老を訟ふる者あるときハ二三の證人の前にあらずバ、其訟を納る、勿れ」と命じたり、即ち「テモテのみ、長老をも審判する權あり」と曰ふが如し、パウロはテトスにも二回懲しめたる後ハ異端を斥けよと命する旨あり、其權も亦大なりと云ふべし

(提前大前五〇十九節三〇十)

若し吾人は強て「テモテ」の權利ハ一時の假法に外ならずと論せんとすれば、パウロに由て示したる聖書を以て、當時二人に主權を與へたる政權は、永久に傳ふべき長老政治、或は會衆政治の主義の爲に、一時を誤されるものなりと曰はざる可らず、何ぞなれば當時使徒が二人に與へたる司牧會ハ、長老乃至會衆主義の正當なる權利と矛盾して、使徒が自ら建てたる永久の政治は、手前を以て二人に與へたる權利の爲に妨害されたりと思はざるを得ざればあり、而して使徒ハ諸教會が今や監督者たり、師父たるの使徒の保護教導を離れて、長老或ハ會衆主義を以て獨行んせんとする時に當り、直ちハ永久の方法を設けて教會政治の前途を確乎たらしむべきは、復び一時の主義を執て二代の使徒を立てしむ、其れ時を誤りしにあらずして何ぞや、然りと雖も吾人は感謝して曰ふ使徒

は時を誤らず、其永久なる政治として定めたるハ、即ち二弟子の手に遺したる手簡に明白にして、彼の主權を一個人たる司配者に固着せしめ、又是等の司配者に告て、之れ一時の假法なりと曰ひしとなきのみならず、キリスト再び降臨し玉ふ時まで永續すべきものありとの意味を以て、彼等に教へたり。(提前六〇十三、同後三) (以下同四〇一以下)

吾人の聖書より引証したる以上の論点を結んで斷言すれば、パウロの建設せし諸教會の「使徒政治」にして、使徒の死後直ちに「監督政治」となれりといふに耳。

抑々吾人が所謂ゆる「監督政治」とは、決して他に商議員なく憲法の制限もなき二人集權の政治には非るなり、唯神より委任されたる主權は一個人之を保守して之を有する組織を爾ふなり。是故に命職し、或は監督する權理は、數多の長老より一人の頭領に歸じ

或ハ會衆より一人に委任したるにあらざりて、主權は使徒より出で、其代理者より順次に監督に繼續したるものなり。前にも吾人が述べたる如く、他の使徒等の書中には、教會政治に関する命示を見ざるを以て、吾人が之を論究するは唯パウロの司牧書に據らざる可らず、又黙示録を讀むに、キリストより使書を教會の使者に遺されしを見るなり。而して斯使者なるものは即ち是等の「教會の監督者」を指せるや固より疑を容れず、而してこの監督者の即ち相傳を得べき程限内に、使徒の權力を受けたるものなり。又吾人の之に因て曰はんとす、神の最後の使書は、總會より來り、長老等より來り、會衆に至らずして、使者即ち主權を委任されたる者に來り、是れまた注意すべき要点なりと。

其れ吾人が新約聖書に據て使徒時代の教會政治を研究したる處は

此の如し、而して以上の政治が今日の「カトリック區分監督政治」を開發して、各地に隆昌したることを初代教會歴史より明白に知る如きは蓋し自然の勢なり、之に反して吾人はパウロが執行せし政治と、ロマ及びピテトスに遺したる制定とが、會衆政治或は長老政治に變遷すべき主義の元種だに有するを見る能はき、豈に此の如き開發を爲すの理あらんや

吾人は教會歴史を展て昔時ローマ帝國あるを知り、又ローマ、アレキサンドリア、アンテオケ、エフェサレム、エピソス等の大都會の存在せしを信するなり、又た是等の大都會に建設したる諸教會は、有期選任にも由らず衆意にも進退する能はざる監督の司配下に在りしを讀むなり、豈に唯其れのみならむや、吾人の異教徒が興ふる証跡に據るも各都は多數の信徒ありしが、迫害の甚殘酷なるに因り、

多勢を一處に集合すべき會堂を建つる能はきして、諸所の小屋或は一室に會じ、其家屋の大小に從ひたる會衆を以て、各々一教衆會を組織したりと雖とも、各都邑唯一の主權者即ち監督ありて、コンシリア數多の會衆は之に由て交接し、之を以て「使徒交接の中心」と爲せるとをも知るなり、而して斯の如く監督政治が一般に行はれたる初代の歴史と解せんには、吾人が業に己に引用証明せし書中の主義及び實事に據て其の有り得べきことなるを認知するにありのみ

今代日月曼の著者等が発見せしと云ふ工夫は、吾人をして其有り得べからざるとを悟らしむ、其要に曰く最初各教會の政治は悉く「長老」或は或る他の「衆望に基く組織」なりしが、幾何もなくして各教會否寧ろ教師等は自由政治に飽て、「監督政治」を望むに至り、遂

に此希望は全教會に感染して(史上に明白なるが如く)紀元百八十年
 アイレニヤスの時代に於て、監督政治の普ねさに至れり、是に
 於てか習俗の久しき、遂に今日に至るまで人をして最初の長老政
 治或は之に類似する組織の存在を忘失せしむるに至り、教會より
 この政治をして全く消滅に歸せしめたりと、以上の吾人が信ずる
 「使徒系世續」の主義に反對を試むる者の論據なりとす、然れども吾
 人は深く其實事と徑庭するを憫笑するのみ、吾人の之に向て是の
 如き變化は何の理由に因るかと同はんとするに、彼等の著書中に
 之を解する文辭と見出す能はざるを如何せん
 好し吾人は自問自解すべし、抑神意は果して何政治をして普から
 とめんとし玉ふやと、若し其れ「長老政治」或は「之に類似する組織」を以て最初神意に由て建

られしものと假定せば、二様の不都合と困難を生ずるは止を得ざ
 るとなり、設し神旨是の如き政治を永久に定めしあらば、教會の
 焉んぞ其聖旨に戻て全く豹變せしむることを得しや、將た神が最
 初に「長老政治」或は「會衆政治」を建てしは確實なれども、唯だ一時の
 適宜法なりしか、何ぞ今日に永續す可んや、既に過去に假制した
 る政治たらんに、幾分かモーセの律法を混じたるキヤ教會の
 組織と共に消滅すべきは實に當然のことありとす、然るに論者の説
 く如く神の「長老政治」をして永久の組織ならしめんとすの聖旨ありて
 之を制定せしとせば、全能の神旨に背乖して「監督政治」を希望した
 る衆説は、全く教會政治を一變して、神意の命じたる「共和政体」を
 一掃し去れりと謂はざる可らず、嗚呼史上の事實は既に掩ふ可ら
 ず、吾人は是の如く思考する能はざるなり、然れどももし強てこ

の事實を斥けんとすれば吾人ハ右の如く信せざるを得ざるなり、吾人の假に數歩を讓て無理にも是の如く信せし、而して吾人ハ問ハむ、聖靈に充らたるパウロも其餘の使徒もこの危險なる時勢を預察して之を警戒する一言とも發せざりしは何ぞやと、加之ならずパウロは最初の(假定上の)共和政体に反對なる「監督政治」を保護すべき命を遺したり、又パウロの行爲も之に一致して其諸教會を統治する主義は毫も共和の政治を思ひ或は下位の權力に注意したるとなし、豈に困難なる論理あらずや、「共和政治」もし神旨ならば監督を設くるは如何にするとも神旨に反戻するものなり、如何に注意するとも多少の妨害を神の制定したる組織に及ぼさざる可らず、若し果して然らば則ち神旨の制定したる「共和政治」に妨害あるこの「監督政治」が一時の人望に乗じて教會を亂さんとしたる時

一言も反對の起らざりしは何ぞや、嗚呼、何爲れぞ此危急の時に起らざりしか、何爲れぞ憤然として真理の爲に立ち、大呼して彼の天涯より此の地極まで、監督主義の妄説を撃破せんと思はる一人の改革家も現れざりしか、嗚呼、會衆の權利に基礎と置きたる共和政治ハ何を以て是の如く容易に全教會の棄つる所となりしや、何故に「使徒繼續」の組織の爲に厭制されて、其影だに止めざるに至りしや、吾人は是の如く非監督政治論者の困難を數へなべ、「監督政治」が初代より善れかりしハ最初の政治が不人望となりしに因るとの憶測を容るゝ能はざるなり

因に曰く聖ヨハネの死後六七十ヶ年の頃、即ち第二世紀の晩に其名を高くしたる三人の著者あり、其著書と見るに其頃に「監督政治」は使徒より繼續し、當時病は存在するとを明了に告ぐるも

のあり、今其証例を擧ぐ、
 (一) アイレノヤス(紀元百七十年より二百年)曰く吾人は使徒に立
 ちられし諸教會に監督とありし人々を算へ、又吾人の時まで其繼
 續せる順次を「明証する」の位置にあり……若し使徒等は完全な
 る者に特別に且つ秘かに附與する風習ありし處の秘蹟せる奧蹟
 を知らば、彼等の必ず諸教會を委任したる人々に之を傳へ去な
 るべし、何とされし使徒等のその後任者として留め且つ司配者
 の位地を傳へたる人々(即ち長老)が完全にして過失なきを望み
 たればありと……(アンテナイゼーション、ライマク)
 (二) アレキサンダリアのクレメント(百八十年より二百年)曰く
 監督、長老、會吏を昇進するは蓋し天使の榮光に形せるものな
 りと、又曰く使徒ヨハネに留りしとき、其近傍を巡回し

て聖靈の彼に示すに従ひ、教職を立て、監督を選別したるを
 (ストロム、第六章) 六百六十七頁
 (三) クリナエリヤン(百八十年より二百二十年)も亦た曰く、然れ
 ども若し異端の主唱者あつて、使徒等の司配下より現存したる故
 に、自己も使徒より傳續せしと思考されんが爲に、已れを使徒
 時代の中に置かんと試むるものあらば、彼等宜く其教會の起源
 を明にすべし、又彼等として其監督等の系譜を明ひて最初より
 繼續し來りしを示し、其第一監督の命職者并に前任者は使徒の
 一人なるか、或は使徒の後任者なると示し、以て最初の監督
 なる者は鞏固に使徒と連續するを示さまめよ、何とされし使
 徒の教會は是の如く其起源を算すべきなり、則ちスモーナ教會
 ハボリカニアがヨハネにて立られ、ローマ教會も同しくピテロ

がソレノントを命職せしむ曰ふが如くなるべし、是の如く其他の教會も使徒に由て監督職を命せられしに由り、使徒の種子を移植せられし者あると示すを得べきなりと

(オックスフォード譯メーテューヤン著書) 三十二章四百六十五頁

讀者請ふ記憶せよ、メーテューヤンのカーセイヤー、アイレノアスはゴールにソレノントはカレキヤンドーヤよ住ひしとを、是に由て吾人ハ當時のキリスト教國中相ひ遠隔せる所に於ても監督政治のみ存在せしを証し得るのみならず、此の政治は實に使徒より繼續したるを確證するものと謂ふを得べし

其れ二三世紀間の監督政治主義は新約聖書中の「教主監督主義」の變化せるものなり、何となれを新約聖書中に示されたる使徒等の執政方ハ其實「教主司配」の主義にして、其形体を少しく改むるは

蓋し必要の變体と謂ふへし、此政治は勿論傲慢虚飾の失なく、治者の公益を主として、執政者の私を經營すると毫もありしとなし、然れども其方法たる全く專制にして、衆議に由て就職せず、或は衆意の動し得べからざる聖徒に因て統治されれば、最も高尚なる意義に於て、「教主監督主義」と稱するも亦た敢て不可なりなり、而して教會の司政權は使徒等の死後、アモス、マテウスの如き人々すら全く使徒と同權なりしにあらざり、必ず之を改滅せしなるべし

又イグチーシヤスのグラーキ語著書に因て現れたる監督、會長會吏、三職の政治は、常にキリストの伴侶たりし聖者の規矩中に含まれたる、至高の監督政治を改滅せしものなるのみならず、モテの如きパウロの伴侶ありし人々の執行せし監督政治をも改滅

せしものなるべし、何とさればイグチーヤスは「アレスピテロ」及び「デヤコ」を「ヒンヨツ」に連合させて、彼等は監督を共に在て信徒の服従を命ぜらるものと爲したれをなり、是故に論者の如く教會歴史の昔に溯るに従つて、教會政治は愈々共和主義なりし、この説を容るゝハ最大なる誤謬なりと謂ふべし

曩に世人がイグチーヤスの幽谷とせしとハ、今日「アレスピテロ」が「フーヤス」と稱する書に就て探究するを得べし、而して世人がイグチーヤスを目して「アレスピテロ」に反對したる「ヒンヨツ」の味方なりと曰ひし評はこれらの書に因て誤解あるを知るべし、彼の率る諸級の教職權に従ひし黨與なり何となれば既に本文に述べたる如く、イグチーヤスが教會法規を論ずる箇所、五中の四ハ必ず「アレスピテロ」及び「デヤコ」を以

て監督と共に聯合司配者なりと云ふと見れをなり、左に記せしむ即ち其例なり

曰く、而して吾等は監督及び長老等に従ふに因て、諸事悉くられたがと（ヒンヨツ）百四十八頁）故に汝曹は分れざる心と以て、一個且つ同トパンを撃き、監督及び長老等に従へ（百六十八頁）汝曹は汝曹の監督及び汝曹を司配する人々に従へ、又汝曹ハ監督及び長老等によらずして何事をも爲す勿れ（マダヤン）百七十八頁）

若し讀者にして「アレスピテロ」の著書を見れば此書の言は即ちイグチーヤスが長文の書を短縮せしものなるを知らむ、若し「ヒンヨツ」の本はイグチーヤスの眞筆にして、マダヤン本は偽書なりとせば、名も知れざる偽書の作者ハ眞著者なる聖者其入よりも

遙かに優りたるクリスチャン風の能筆及び信神の深き徳を以て
 記せまると曰はざるべからず。本は僅々十頁に過ぎざり、
 而して其文の切斷されたる片々と止るのみ、然れどもクリヤ
 本には劣らざる力を以て、三教職に服従するの要を論じあるか
 り、曰く汝曹監督を頼み之を仰げ、神も亦た汝曹を見玉はん爲
 に、我は監督の長老等及び會吏等に服従する人々の靈魂に與み
 せむ、而して我の彼等と共に神前に於て其部分を有らむと。(二百
 七十六頁)此の如き文の勢力は實に版及び版も、
 版と同一あり、吾人のイデオロギヤが長老政治と分離たる
 監督政治に與せしとを見る能はず、却て彼はクリヤック語も
 せよ、クリヤック語にもせよ、或るクリヤック語もせよ其記述は

教會法規中に二様の反對なる説理あることを知らざる程也
 編者曰ふ、當時の教會政治は三職同治の制、
 治の分離説だに未だわらざりしを知るべし
 吾人が既に探究せし要点、即ち第一、
 使徒の執りし權力、第二、
 使徒の代理人が諸教職と共に各教會の
 上に執行せし權力の事實及び主義なり、然りと雖ども吾人は尙
 は一言を食さざる可からざる論点あり、即ち名稱の變化にして事
 實上の議論には毫も關係なしと雖ども、
 讀者の疑問を解がむ、
 其れ名稱は其職の本性を示すに足らざるなり、
 督の預言者の長老、會吏と稱するものと外面より見れを其名稱
 に因て其職權の夫要を知るべきが如きも、實は然らざるべし、

徒を稱するものにも其職權同一ならざるが如し、何となれば「十二使徒」と其他に「使徒」と稱せしものとの、名稱同一あれども其權威は大に異なる所あり、唯パウロは吾人が己に證明したる如く、十二使徒と同等の位格、權力と有して自らも之を主張したり、然れども其他ヤコブの如き、(ヤコブも亦た或は然りしあらむ)其權力に於て十二使徒と差異ありしや明なり、唯吾人の聖書に明証する處なきを以て其差異の大小を知るに由なし、

又エパフロオスはヒレロに在る「教會への使徒」と稱されたり、(書一三〇)然れども茲は使徒と云ふるは即ち「傳道者」の如き義にして、十三使徒或のヤコブの倫にあらざりしや明なり、

又「パウロ」及び「シモン」は「使徒等の中に名譽ある者あり」と(書一三六)の書にあり、此句を深く考ふるべきは使徒なる語の單に其

廣き意味の使徒なる字と同一に使用したるを知るべき、(聖書に據て哥林多後書八〇七と比較すべし)「十二人の使徒」と一語を以て吾人の縮下級なる「テヤコブス」の名稱の論せん、何れの教會史も、七八の役者「此」ヤコブス」を代表すと云ふに一致するなるべし、(行傳四)然れども聖書には一度は此「七八」を「十二」と稱したるを見ざるなり、又信徒の配當なるもの「テヤコブ」の本職とすれば、聖書に「七八」の之を爲したるを特に記したるもの、(行傳四)之より尊き職務、賜ら傳道、授洗等を行はざるを讀むべし、使徒行傳十九章廿二節に「テモ」及び「エウ」が「テヤコブ」に「事ふる」と記せる語「テヤコブ」を「パウロ」が「テモ」に「テヤコブ」の職に就て書し送りたる語と同一なり、(提摩太前三〇十三)然れども「テモ」は、後に至り自ら監督したる「テヤコブ」の職を盡して、パウロの配下より居

たりとの想像しがたき、パウロはキリストを指して「デヤコノ」と云ひ（羅馬十五〇八）また自個と「ポロ」を「デヤコノ」と稱せり（哥林三〇五）（原書に「ポロ」と羅馬十六〇一、以弗所三〇七等を見よ）斯の如く「デヤコノ」の名稱は種々に適用したれども、其眞の「デヤコノ」の職とは、モテ前書三章に在るものなり、而して是の如くこの字を種々に用ひたるは、單に役者なる廣き意味によるものよして、使徒も亦た教會の役者、僕たりとの意より時に同一の稱を用ひたるあり（哥林四〇五）然れども使徒が特に「デヤコノ」なる一定の職を立し、人類救済の事業に利益あることに役事せしめんが爲なり（使徒一五）

監督（エピスコポス）及び長老（プレスピタロス）の二稱も亦た是の如し、夫れ「監督」なる語は、二十人の信徒ある一教會を司牧する教職にも用ゆるを得べく、又「トリス」の如く全島各教會の牧

師及び會衆を總理する者にも用ひらるべし、一長老なる語も亦た然り、一使徒の自ら「長老」と云へり、（提前五〇二）これ唯だ其書を與へたる人々に對して長者なるの意に外ならず、また此語は長年と無形の性質に就て、他の信徒より貴重なる者とも指すなり、嘗へは使徒行傳二章「爾曹のうち老たる者は夢を見るべし」と云へる「老たる者」の四字の原書に同じく「プレスピタロ」と用ひたり、又ピテロとヨハネは自ら「長老」と稱したれども其意は「使徒」と同じ

提多一章五節に在る「長老」は七節に「エピスコポス」なる語と同義にして、教職の一位を指せり、提前書五章一節は之を異なり、即ちこゝに所謂ゆる「エルダー」とは年齢を指して教職を指ふにあらず、次に若き者なる語と對照して之を知るべし、次節の「老

たる婦」の老たるなる語も亦た「エルダー」即ち「長老」の字なれども、之れ亦た職位に在る者の義にあらざるや明なり、然らば則ち「長老」なるもの、本職へ、別に聖書に精細なる區別なくもて、使徒も監督も猶太七十人會の議員も、ヤコブと共に在りし職も、年長なる人も共に「長老」と稱せしなり

嗚呼名稱に據て其職を區分せんとすれば、果して何をか區分せし三十分間の探究は能く人をして自ら其無効なるを知らしむべし或る教會の説の如く、監督と長老とは同一の義にして、一箇の職なりと假定するも、之れ則ち各教會に立てられて其教會を司牧する者ありしのみ、則ち使徒及び其代理者の統治を受けし牧師にあらずや、故に教會毎に監督あつて、使徒は是等の諸教會を一統して治め居たるなり、而して使徒ハ此統治權を「各個人」に傳へ

て、「大會」等に傳へしとなし、之れ聖書の終尾まで著はれたる事實なり、故に聖書に著明なる政治ハ使徒の外に主權なく、使徒は接手禮を以て命じたる後任者の外に此の主權を遺傳せざるものを見る

以上論述せし處は、聖書にハ政治の組織一定せきと主張する論者の誤謬を十分に正すを得るなるべし、勿論吾人は聖書の何書にも「監督司配區の大小」或は「教職の撰舉法」「教會の審判」「監督并に牧師の權限」等を詳細に説きたるものあるを見ず、然りと雖も使徒が主權の中央たりしと、及び接手禮に因て此主權を後任者に傳へしとの一主義あるは確實なりしと謂ふべし、之に反して各役者ハ同權なり、主權は會衆に在りしと云ふ如き反對主義ハ毫も觀する處なし、是故に吾人が聖書に發見する主義ハ「プレスビテリア

ヤン」主義にもあらず、「コングリーメンショナル」共和政体にもあらず、唯だ使徒の「監督政治」なりとす、吾人は之れを捨て其れ何をか眞理とせむ

因に曰へ、基督教會の政治のニダヤの會堂理治法を模範とせしと論せるものあれども、是も亦た前述の論理に由て不必要なるのみならず、無道理なりと謂ふべし、蓋し此説の聖書或は教會の著書に基きたるものにあらずして、ニダヤの會堂とキリスト教會の拜堂との關係より憶測したる空論に過ぎず、豈に眞理に近からんや、パウロの如き何爲れぞ大早計にも「メナゴーク」を模範となさんや、拜堂の禮と「メナゴーク」の拜禮とは其實全く異ありて、キリスト教會拜禮の要素は「ローカリスム」に在りとす、之れニダヤの會堂に全くあさ處あり、假令國教會の拜

禮に於て相ひ比しきものありとすとも、各地方の全教會を總理すべき政治の模範となるべき道理は萬々あらざる也、又キリスト教會の監督政治はレセの祭司長及び祭司の模範に循ふと謂ふ者あれどもこれも亦た眞理にあらず、クレメンツ、其餘の先聖は二者相關する處あるを述ぶると雖とも、監督以下三位の教職ハ使徒權の存在より起原するものなり、若し吾人は新約聖書時代の教會は一定の組織に固着せざりしと思惟する時は、數多の困難を免るべし、使徒の慈父的なる專制權の存在せし固ハ固ハり一定すべき理なく、又た稱名も確乎たる區分なく、各職ハ聖靈の恩賜に由れるが如し、然れとも此の如く不定なる状況ハ永く存すべき理なく、或は復たび生すべき理なし、故に吾人が已に論じたる如く第二第三世紀間に替ねて存在せし一定の組織

の外に、使徒政治の固結すべき教會政治の存在すべき理はあらざるなり。...

第三章 使徒系に相續

世にの監督政治を以て神制なりとし、或は少くも神許ありしものといすれども、使徒より繼續せりと云ふ系統は跡跡する能はざるものとなす論者もなきにあらず。蓋し其の生張する處は、監督政治は第一世紀の晩年（大凡終りの三十年間）に一定の組織として開發せしものにして、其起原は...の勢力多きに居ると謂ふに在り、論者は之れを以て第二世紀間の監督政治の「使徒政治」とり來りしにあらず、却て「長老政治」の胎内より生じ來れるものなり。

使徒政治と監督政治との間隔の時代に、長老政治は會衆政治に類似したる組織ありしものなり。然れども當時の必要と應せざりしを以て、長老政治及其他の生存しつゝありし使徒等は、各處に在る者爲の長老を監督せしむ。是に於てか監督政治の制、全教會に善身に至れるものなりと傳傳せしむ。吾人を以て之れを見れば、此説は實に歴史上の證據なく、又監督政治が一般の制となし理由の説明も合理せざるが如し。加之ならん若し假に此説の如しとせむ、初代の（使徒が制定したる）長老政治が忽ち反對の組織を生じて、之れ共に教會に一紛亂を生ぜざりしと、實に道徳上不可有の道理と謂はざる可らず。抑々最初の監督政治なるもの、必ず監督政治即ち「長老政治」が其不在の時、及び其死後に代理統治者を立て、之に委任せたる總理法よ

り出でざる可らざるものなり、而して是の如き使徒及び其委任者が執りたる監督法は、今日の監督政治の外に産出すべきものなり、若し其他の政治を生じたりとすれば奇跡の關涉に由らざる可らず、吾人がパウロの執行したる例のみ慕ぐるべし、決して其餘の使徒を版圖外に置くにあらず、唯だパウロの施政法のみ最も善き例に明白にして、且つ吾人が曩に之を論じたるを以て茲に一例とするのみ、其の如き例は、吾人の知る所なき事なり、今吾人の確乎爭ふ可らざる事實を論じて吾人の説を證明すべし、其れ紀元七十年頃までは、ユダヤ人のヤコブが有したる權力を論じては、其餘に使徒の外に主權を有せしものなき、非監督政治論者は唯だ一地方に在る教會政治に據つて論ずるを難しむ、若し上に使徒あつて彼等一地方教會の教師等を總理するときは、彼等を主權

者との曰ふ能はざるなり、例せばコリント教會の如きコリントなる主權者ありて、「一人もし自己を預言者とし、或は靈に感せし者とせば、我なんちらよ書遣ふこと、主の命なりと知べし」と云ふ事、十四〇三十七云ふときは、其教會内の政治を論ずるにも及ばざるなり、吾人がパウロ時代のクリント教會を論じ之れを以て監督政治、或は長老政治、或は會衆政治なりと主張せんと試むるは無益の研究なるのみ、吾人として最良の論あらしめんか、「教會の外面の如何なりしと問はず砂漠間の教會と比し、「神制政治」なること曰ふに至らむ、然り而して使徒の總理はパウロの死と共に停止されて二世紀の中央即ち之より大凡八十年の後に在つての監督政治の普く全教會の制度となれり、二世紀間に生活して當時の現狀をも知りたるアイレニアス、クリソスチマスの如き人々すら、監

督政治の外に他の政治ありじや否を知らざりし程なり。然らば則ちこの監督政治なるものは果して如何なる道より來しぞ、是れ困難の問題にあらざるなり、何とあれば、其人の如き、教會を建て、之を教訓し、且つ最も遠く活版なる判、其の如く注意したる使徒が、無政府の有様に教會を放任して長眠すべき理由なければなり、縱ひ各教會には如何なる劣等の役者ありしにせよ、バウロの自ら各教會の牧師を以て任し居たるにあらずや、故にバウロの彼等に向て、「われ神の熱心の如き熱心をもて爾曹と念ふ、我亦んちちを一人の夫に聘定せり、是なんちちを潔き女としてキリストに獻ぐとする也」と曰ふを得たり、嗚呼是の如く重大の責任を自ら負ひたる使徒にして、各教會の爲に將來の方法を設置せざりしと、豈に首尾相合はざるの行爲にあらずや

曰く然らば則ちバウロは何等の政度を建てしや、吾人の長老政治（即ち同種なる長老等の集合体を以て統治權と有するものを謂ふ）を以てバウロが後世の爲に建たる政治とす能はざる也、果何法なれば若しバウロにして長老政治を永久の政治となしたらんや、その組織の諸教會政治中に「最も混雜極まる組織」なるを以て、幾分か今日まで其跡を止むべきなり、然るも吾人が探究せむ結果は之に反して毫も之を見る能はざるなり、バウロの教會の眞實抑々此の長老政治は一方には監督政治に陥るを防ぎ、一方には會衆共和の政治に流るゝを防がざる可らず、是故に之が法制の組織なるものは混雜巧精ならざる可らざるなり、若しこの組織を以て永久の政治たらしめむ、此組織の長老會に全權を委託したるものなるを以て、一時の任職たる會頭が永久の主權者たらんとする如

き慾望を防ぎ、その弊毒を逞ふせしめざる爲に、相當の防禦なかる可らば、又各監理本部に於て行ふべき長老の撰擧法、及び各地方教會より派遣すべき代議士等の規律なかる可らざるなり、其れ多數の司法行政には一人にて之れを専有するよりも猶ほ混雜なる規律あるべきは勿論にして、數人各其正當の權限、職掌を區畫すべき精細の規則の如何するとも必要なりとす、是故に教會の政治を「長老主義」或は之に類似する「數人聯合共治の主義」に取り、之と有益に、永久に存せんとすれば必ず精密ある法制を定めたるなるべし、然るに吾人が今日之を追跡する能はざるの何ぞや、吾人は毫も其の踪跡なしと斷言するの外、他に探究の結果を得る能はざるなり、吾人は曾てスコットランドに在る一長老教會が、三世紀間其位地を有ちしを知るなり、而して何人其組織を二目

すれば、直に其法制の精密嚴重にして、被治者は平常絶えず有權者に注目して、其事制亂用と豫備するの憂患甚大なるものあるを、知り得べし、吾人は固より其然る所以を知るなり、吾人が既に論じたる如く、使徒は決して長老或は會衆政治を以て「永世不變の組織」となさざりしとは、其書翰中に明了ありと雖も猶ほ一步を讀て假に非監督政治論者の説と容れ、吾人が聖書を探究したる結果を以て、強て之と相配合せしめんとするに、吾人の左の三様の疑問を起さざる可らず、曰く使徒は不斷嚴重なる取締を要すべき政治を建つべきよ、却て其性質に適せざる粗濶の法制を設け、教會をして無政府の弊に陥らしめ、遂に他の組織をして勝を占めさせたるなるか、將た使徒の永久の政治と定めたるものに別段法制を設けずして、古來よりの慣習法に據て之を鞏固に

し、其中に自ら永久不拔なる組織を含めたるなるか、吾人は第一の疑問に向ては直に使徒の豫設は是の如く豈に其れ抽ならんやと答ふべし、何となれば吾人は使徒を以て人事上の弊害に陥り易きを察せざることは是の如く愚昧にして、又其後世を憂慮せざると是の如く不注意なりしとは信ざる能わざればなり、而して第二の疑問に向ては吾人の尙ほ他の疑問と起さざる可らず、曰く若し使徒よじて永世の鞏固ある法制を自存せしめたりとすれば、何ぞ當時の長老等は史上に痕跡をも止めざらん程に、一言の抵抗をも爲さず卑法にも唯々として、(縦令ひま)の如き聖徒の處置にもせよ、監督政治の専制の下に其正權を賣り、使徒が設置したる永世不拔の教會政治をして、朝水泡に歸せしめたるか、是れ亦た萬々有る可らざるべしとて、「プレスビテリヤニヤ」の組織其のものの實験

に反對する所なり、(註)如何なる政治を其死後に遺したるや、果して然らば則ち「使徒系相續」なりと曰はんことを然るも、吾人は直に答て「使徒系相續」なるもの、今日吾人が監督政治當時に所謂ゆる「使徒系相續」なるもの、今日吾人が監督政治と稱するものと寸分異ならざると云ふべきものにあらざる、固より簡短純粹の性質を有せしあるべし、而して吾人の「使徒系相續」が其生時にテモテ、テトスに遺りたる司牧の要旨を記載したる諸書を採究するに、テモテ、テトスの如き人々の一教區の監督よりハ、寧ろ使徒の代理者、相續人の如くなりしを見るなり、例へば「テモテ」前書には聖徒を以て使徒の代理人となし、後書には相續人と爲せり、吾人の是等の書を読むに「テモテ」は是等の人々に告ぐるよ、彼等の權運ハ自己の權利と異ならざると以し、彼等に委任するに役者を任命

し、罰誠を司るとを以てせり、然るに其書中に、何處も是等の使徒代理人は長老會議或は會衆の權利の下に制服せらるべきとを命する一言だにあらざらん、思ふにパウロの下に福音の役者となり、助手の如く、大執事の如く、役事せしものは獨り二人のみならず、十二人或は十四人ありし、明なり、吾人は人事上の道理より推測して、パウロはテモテ及びアトスと同一の權利を自餘の役者にも委任せしなるべし、即ちテモテ、アトス等を地方の監督に任じたるも同一の理由を以て、セルス、クニクスの如き人々も同じく教會の監督者に任じたるなるべしと思惟するなり、而してテモテ、セルス、クニクス、アトス、ルカ、等が使徒の死後に存在せし事實は長老或は會衆政治の存在を不可有的の位地に置くものなり、何とあれを不斷使徒の同伴者となり、彼と困難を共にし、倍

よ辛酸と嘗め、其至深の教義を聴き、其憂苦の使者となりし人々が一朝使徒の死するに及んで其位を下り、他の長老等と共に議席に列じ、多數決に依て議事を可否する場合に、新入改心者、効力を異にせざる賛成權を有し居たりと思ふべき道理なければなり、又吾人が業に己に論じたる如く、是等の人々が委任されたるは唯だこれ一時の假托なりとすれを、吾人は時機を誤りたる處置の過失を使徒に歸せざる可らず、若し其れ使徒にして長老或は會衆政治をとして永世不變の法則ならしめんとしたるならば、彼等が使徒の總理權より自由となりしとき、(非監督政治者の語を用ゆれば)寡人專制の羈束を脱したるときに當て、宜しく獨立自由の法則を鞏固ならしむべし、然るに此時に當て復び新に羈束を造りしは、使徒が自身の手を以て教會の自由を其誕生の時に殺したるものと

謂ふべし。是れ果して永久の目的に對して其處世の當を得たるも
 のあるや、吾人は決して使徒が是の如き拙策を圖畫せしとの信ず
 る能はざるあり。却て吾人が再三斷言する如く、監督政治の最初
 より永世の法則となれるものなり。曰く果して然らば則ち彼等は使
 徒の死後、直ち各地方諸教會の主權者、即ち「メソセヤンヒン
 ップ」とありしやと思ふに然らざりしならむ。唯だ其の自然の勢
 茲に至りしなるべし、蓋し彼等は使徒が生存の時に執行せし如く、
 使徒權を分用して之を無定限の地に行ひしなるべし。而して爾來
 同一の事業を爲すべき恩賜に當める人々多く教會に起るに及んで、
 彼等使徒の代理者は定限ある監督區を定めしなるべし。是故に監
 督政治の使徒權を地方に區分せしより生じたるものにして、此二
 者の中間を連續するもの、使徒代理者の政治なりとす。

吾人が所謂ゆる監督職なるものは勿論長老等の中より撰拔され
 たるものに相違なかるべしと雖も、其起原の決して下級より上
 級に開發したるのみには非なるなり。吾人は「長老政治」の
 吾人が反覆論究せる如く、使徒の死後に於て使徒の制定に由れる
 「長老政治」或は「之に類似せる政治」ありしと主張する論旨は非
 常の困難に圍れ居るなり。何となれば若し長老政治を組織したら
 んに、其組織の必き幾何の尊敬を有し、遺傳之を鞏固にし、人
 心之に歸服して、一旦之を改革せんとする時に當り、一言の反對
 もなく、全く敗滅に歸する如き怯弱無効の組織たる等なければな
 り。試に見よ、歐洲の長老教會と古代の長老教會の其輕重幾何な
 るを、一方は則ち「バウロ」の制定あり、一方は則ち「ナグス、メルヒル
 等の組織あり、其輕重大少固より理の當り然るべきにあらすや、

然るに使徒が永世に保存せんと希望したるものは僅々五十年に覆
 陥して一、二、三百年餘の老毒を保たんとは其結果と其性質との
 相反すると何ぞ其れ是の如く不可思議なるや、吾人は益々非監督
 政治論者の窮するを見るなり、吾人は歐米に存在する「長老政治」
 等を見るに、其基礎の薄弱あるを知るのみ、蓋し其組織たるや、
 唯だ閉論の一派を養成し、非常の一致と黨派心とを養成せるもの
 に外ならざるなり、著者は（サドラー氏を云ふ）長老派の人々は
 多数を占めたる地方に於て、青年の春秋を経過したれども知らず
 識らず其教會の組織及び運動を熟知するを得たり、而して彼は忌
 憚する處なく、「是の組織中」に在る權力の要素は（殊に其起原に
 方て使徒制定なる假裝の分子だにありとすれば）「最初より基督
 教會の紛亂中絶の價を拂ひし外に、興るべき組織と思ふべきも

のなしと公言せり、論述したる諸点を摘要して讀者
 吾人の終に臨んで吾人が業は己に論述したる諸点を摘要して讀者
 に示さむ、一、主キリストの親も使徒を立たり、而して其權利の（明かに）世
 の終まで繼續せしむべきを示す玉六が、二、四五年間の歴史中に明
 白なる政治の則ち、一、都内の教會を除き、其總理權は使徒の掌中
 三、而して此の例外なるものは、則ち（ヤコブ）に在る教會として、
 （ヤコブ）を使徒にあらずとする時、使徒政治と區別したる監督政
 治なり、四、異邦人の大使徒一人にて諸教會を總理する全權を受け、「大

監督政治を執行せり

五、ハツロ其生涯の終りに臨み、嘗て其監督權を開明國の地方に行ひ、之を司配せんが爲に、役者として用ひたる人々に書を送りて、「類似使徒權」と正しく用ゆべき教訓を與へたり。

此後ち多く計算しても、七十年の間隙を生き、而して其時代の後に明ある歴史に現れたる教會に、統治命職の權を有する（勿論地方の區分にて制限されたれども）「使徒代理者の政体」が既確立するを見るなり、吾人が史乘に徴して信する所は其れ是の如し、然るに吾人の猶ほ強ひて彼の設立後百年ならずして消滅したる政治、即ち歴史にも、記憶にも、其痕跡の一分子たも止めざりしものが果して存在せしと信すべき要ありや、好まむしと假定するも、永久の目的ならざりしものとせざる可らざる長老會の會

衆政治を使徒及び歴史時代の監督政治との間に容れ、以て監督政治は使徒の系統なしと情例するの必要あるを見る能はざるなり。

其れ使徒系統の連續が教會永久の主義たること、主キリスト及び其僕ハツロが示したる教會の意像に因て要されたるもの、如し、主は教會の意像を示す、「葡萄樹と其枝」とを以てしたり、即ち使徒等は最初の太なる枝にして、主キリストより直接に發芽せしものなり、而して彼等ハ又他の諸枝を支へ、一組織となすべき幹となれり、是の如く聖靈がハツロに由て示されたる教會の意像ハ「天體に於ける首と肢脉」との關係に於て、各肢脉は生命を分與せられんが爲に、首に連續せしむる日、全體その首により、諸の節と維とを以て相助け相聯なり、神は育ちられて育つなり、是の最初の節と維とハ使徒等にあらすして誰ぞや、實に彼等は首

より肢体へ生命を傳ふる中神恩の如くなりしなり、唯だ彼等の少數短命ありとて、吾人をして此形容を保存する爲に。(不正當の論にはあらざる如し) 彼の神恩及び筋維は彼等より分生し、之に由て秘義なる全體の種部までも、生命を傳ふるとなれり。推し進めしむるなり、嗚呼彼等と吾人との間に、隔絶の空虚を史上に生ぜしめん。と誠むる者の心意は、此秘義なる體が始より終まで唯一とまで存在するを塗抹し去らんと希望するものゝあらざりて、何をぞや。吾人は使徒系の源泉より流れ出で、吾人の周圍に存在すると思はるゝ。嗚呼たなる靈命を認識し、且つ上帝に鳴謝せんと希望するものなり。然れども此認識と感謝との「長老政治」則ち若し永久の目的を以て制定されしものならむには、初代の基督教國に至て爲有に歸すべき筈なくして、現に消滅失痕せし不可有的の

政治を、使徒政治と監督政治との中間に置くとなさば因て爲し得べき事、また置がずして爲す可きことなり、果して然らば則ち吾人は如何なる主義に因て、此生命を認識せんとするか、曰く吾人のキリストの言を以て之に應ずべし、主曰はすや「之を禁する勿れ、我儕に抗敵はざる者ハ我儕に附従ものなり」と、若し其れ主にして彼と共に居りし、十二人に従はざりし者に對して、此の如く曰ひしならむ、吾人は今日十二人の後嗣に從はざる人々に對つて、此言を強むるは當然のことなりとす、念ふに使徒パウロの如く、秘義なる一体説を固く保守せし者はあらざるべし、而して其言を曰く「然らば如何、孰にもあれ、或は偽、あるひは誠、ともに宜ぶる所はキリストなれば、我之を喜ぶ、且つね喜ばん」と、吾人も亦パウロと共に一体主義を保守して此の如く公言する者なり

聖公會政治要論終
 此書之出版也。其時。日本。之。政治。正。在。變。革。之。中。而。其。變。革。之。大。小。與。否。皆。視。其。政。治。家。之。智。識。與。否。而。定。之。故。本。書。之。出。版。實。為。日。本。政。治。界。之。一。大。事。也。

明治廿二年四月廿九日印刷
 明治廿二年五月一日出版

(定價金二十五錢)

東京麻布區芝罘元町三丁目十三番地
 東京府士族

翻譯者 今井壽道

東京芝罘愛宕町三丁目一番地
 東京府士族

發行者 多治見十郎

東京芝罘愛宕町三丁目一番地
 東京雜書館假局

發行所 東京雜書館假局
 東京芝罘松本町十三番地
 印刷所 東京雜書館印刷部

福音書 二卷 新約聖書 八卷 聖書 全 一冊 二百四十餘頁

●牧師 今井善道君講述 ●傳道士 山田茂三郎君筆記

教理一夕話

全一冊二百四十餘頁
定價 金三十錢

●教理一夕話は平易なる文章を以て簡短且つ親切に教理を講述したる書なり道に志す諸彦は學者と無學者とを論せず請ふ試に一讀われ必ず讀者の良友たるに耻ざるべし ●神學博士監督ヒカステス氏或人に告げて曰く余ハ此書を誦讀せり而して余は之を善良有益なるものと思考せりと

●書中に述べたる講義の目次は左の如し
○第一章 教會 ○第二章「サクラメント」の制定 ○第三章「バプテスマ」其必要なる義務 ○第四章「バプテスマ」其結果及ビ本性 ○第五章全其三保証人 ○第六章全其四約束及責任 ○第七章聖餐禮其「サクラメント」の必要 ○第八章聖餐禮其二受る豫備 ○第九章全其三慰籍 ○第十章全其四天地の鍵索 ○第十一章全其五受領る者の責任 ○第十二章教會ハ一族なり ○第十三章教育其「サクラメント」 ○第十四章教育其二 ○第十五章堅信禮 ○第十六章「キリスト」信徒の生涯其一 一婚姻 ○第十七章「キリスト」信徒の生涯其二婚姻 ○第十八章産後或謝式 ○第十九章爲病者式文 ○第二十章埋葬式其一教會ハ吾人の慰撫者あり ○第二十一章埋葬式其二死は吾人の警誡なり ○第二十二章勝を得たる教會

祈禱乃枝折 版二

全一冊七十餘頁
小木總クローリス
定價八錢

この書は祈禱の幸福、祈禱の凡例、聖餐禮の準備、感謝等
を記したる簡便なる良書に
て既に數百部を賣捌けり乞ふ
購求あれ

近刻書籍

眞堂居士漫筆

あゝ信教乃自由 全一冊

近刻

ア・イ・マ・マ・ヤ・コ・ノ、シヨウウ氏著
牧師 今井 壽道 君譯

聖餐禮講義

近刻

監督ヒカステス氏序 今井壽道著

堅信禮詳解

近刻

右はルタルド、メーソン、サドラー、イ
パンダニエ、フランソ、等諸大家の
著書中より編輯著述せしものなり且附
録として監督ヒカステス氏の説教を加
へたり請ふ發賣を待て續々購設あれ

カノン、ノリス著 川島敬三譯
今井壽道校正

神學楷梯

卷ノ一 近刻

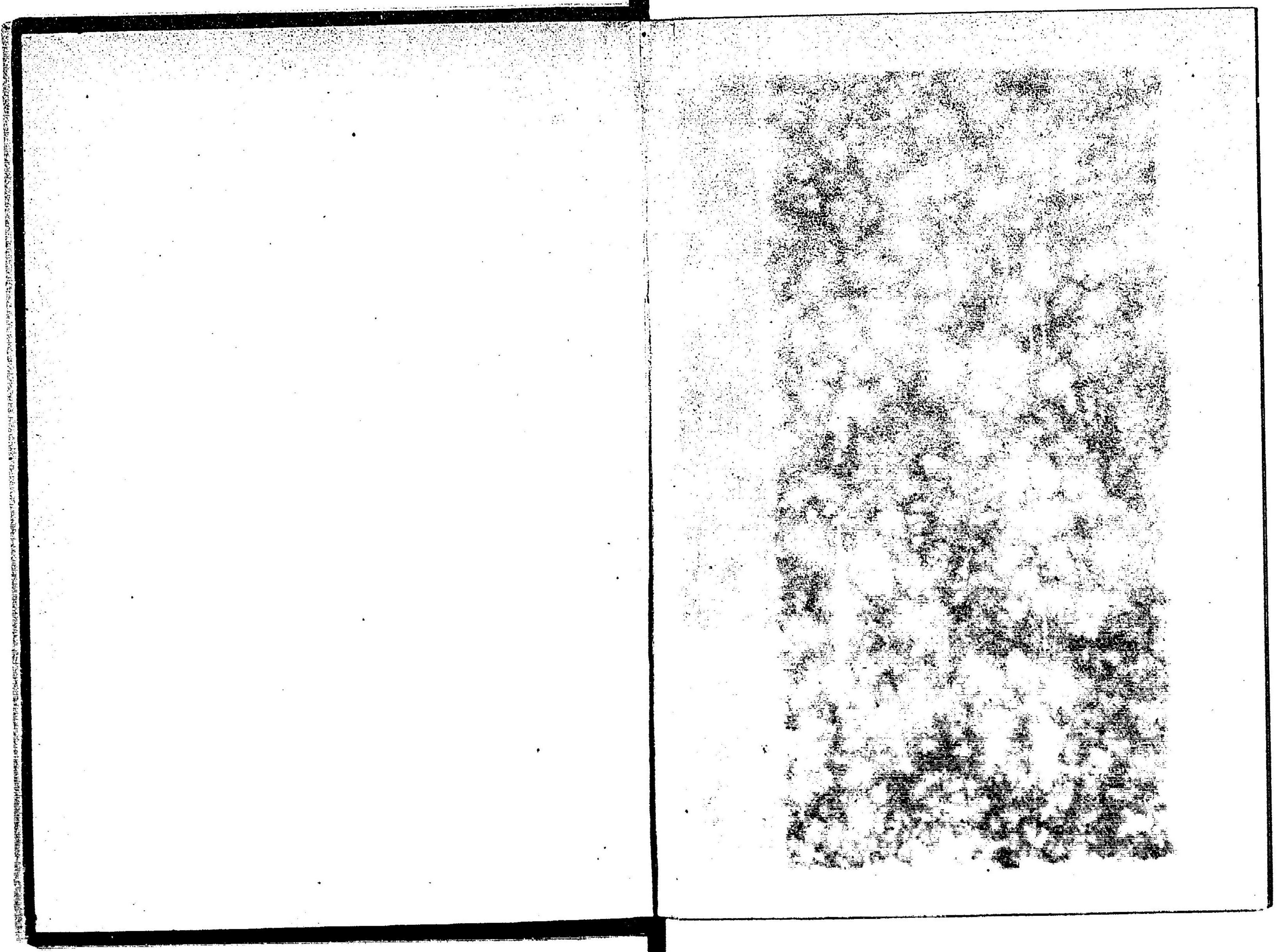
●有神論●三位一体の第二位を論ず●贖
罪論●三位一体の第三位を論ず●教會●
サクラメント●以上は第一卷中に記載し
たる論題なり

イ、マ、ク、レ、ー女史著
今井 壽道 譯

教義摘要

近刻

右は諸大家の説に據て使徒信經を説明せ
し良書なり



1954
1955
1956
1957
1958
1959
1960
1961
1962
1963
1964
1965
1966
1967
1968
1969
1970
1971
1972
1973
1974
1975
1976
1977
1978
1979
1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005
2006
2007
2008
2009
2010
2011
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
2020
2021
2022
2023
2024
2025

020903-000-6

特18-930

聖公会政治要論

エム・エフ・サドラー/著

M22

ABI-0740

